

(案)

長浜市下水道事業経営計画（経営戦略）

令和7年度 — 令和16年度

令和 7 年 ○ 月

長浜市 都市建設部 下水道事業局

目 次

第1章	下水道事業経営計画（経営戦略）の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	下水道事業の現状と課題	2
1	下水道事業の沿革	2
2	普及状況	3
3	汚水量の状況	4
4	下水道使用料の状況	5
5	施設の状況	7
6	汚水処理効率化の状況	10
7	災害対策の状況	11
8	財政状況	13
9	まとめ	22
第3章	今後の事業環境の見通し	23
1	処理区域内人口	23
2	有収水量	23
第4章	経営の基本方針	24
第5章	効率化・健全化の取組	25
1	農業集落排水事業の効率化	25
2	災害対策	28
3	ストックマネジメント計画	29
第6章	投資・財政計画	33
1	投資・財政計画について	33
2	投資・財政計画の設定条件	34
3	投資計画	36
4	財政計画	38
5	財政指標	45
第7章	今後の下水道事業経営について	47
資料	用語集	48

第1章 下水道事業経営計画（経営戦略）の策定にあたって

1. 策定の趣旨

下水道は、快適で衛生的な生活環境の維持、琵琶湖をはじめとした公共用水域の水質保全、雨水排除による浸水防止など、市民の生活を守るために欠かせない施設です。

長浜市では、公衆衛生・生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、5つの事業により汚水処理を行っています。

集合・個別	事業名	概要	所管区分	根拠法
集合処理施設	公共下水道事業 (流域下水道関連)	主に市街地の汚水を処理	国土交通省	下水道法
	特定環境保全公共下水道事業 (流域下水道関連)	市街地以外の汚水を処理 計画人数：1,000～10,000人		
	農業集落排水事業	農業振興地域の汚水を処理 計画規模：1,000人以下	農林水産省	浄化槽法
	小規模集合排水処理事業	農業・林業振興地域の汚水を処理 計画規模：2戸～20戸未満	環境省	
個別処理施設	個別排水処理事業	各戸に合併浄化槽を設置し、家庭等から排出される汚水を処理する施設		

※以降、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業を合わせて公共下水道事業とし、その他の3事業を合わせて農業集落排水事業として示します。

下水道事業については、今後、老朽化した施設の維持や改修に伴い多額の費用が必要とされる一方で人口減少等によるサービス需要の減少に伴い収入確保が困難になるなど、経営環境がますます厳しくなることが予想されます。

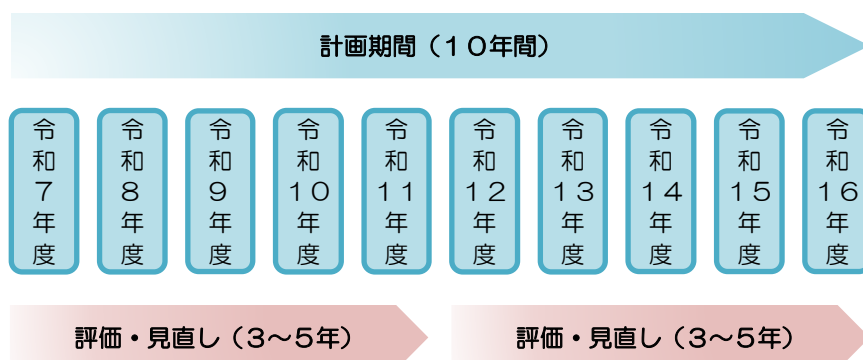
このような背景を踏まえ、総務省からは将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

この計画は、下水道事業を将来にわたり継続し、引き続き効率的な運営と経営健全化に取り組むための中長期的な経営の基本計画として、令和5年度策定の第2次長浜市下水道ビジョンに基づき策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

なお、事業の評価を行い、概ね3～5年で見直しを行います。



第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の沿革

長浜市の下水道事業は、琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業として、昭和58年11月に下水道法による事業認可を取得、旧長浜市の市街地207haから下水道工事に着手し、流域幹線の整備に合わせ、各市町で末端管渠の整備が進められました。

平成3年4月1日に東北部浄化センターの供用開始と同時に旧長浜市で供用を開始し、平成11年にはすべての合併前の市町で供用が開始されています。

琵琶湖流域下水道では、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域・公共下水道で対応する方針とされていましたが、昭和56年から計画区域外の地域を中心に農村下水道を導入する方針が追加され、急速に農業集落排水施設の整備が始められました。

地域 (旧市町)	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	小規模集合排水	個別排水 (合併浄化槽)
旧長浜市	着手:昭和57年度 供用:平成3年4月1日	着手:平成9年度 供用:平成11年10月1日	着手:昭和61年度 供用:平成3年4月1日		
旧浅井町	着手:平成元年度 供用:平成8年3月31日	着手:平成元年度 供用:平成8年3月31日	着手:昭和61年度 供用:昭和63年9月1日		
旧びわ町	着手:平成2年度 供用:平成4年9月21日	着手:昭和63年度 供用:平成4年4月1日	着手:昭和56年度 供用:昭和60年4月1日		
旧虎姫町	着手:平成4年度 供用:平成8年3月31日	着手:平成2年度 供用:平成8年3月31日			
旧湖北町	着手:平成2年度 供用:平成8年3月31日		着手:昭和57年度 供用:昭和60年8月1日		
旧高月町	着手:平成2年度 供用:平成9年4月1日	着手:平成5年度 供用:平成9年4月1日	着手:昭和59年度 供用:昭和63年6月1日		
旧木之本町		着手:平成3年度 供用:平成12年4月1日	着手:平成13年度 供用:平成20年6月1日		
旧余呉町			着手:昭和59年度 供用:昭和63年7月28日		着手:平成14年度 供用:平成15年3月28日
旧西浅井町			着手:昭和60年度 供用:昭和63年6月16日	着手:平成9年度 供用:平成11年10月1日	

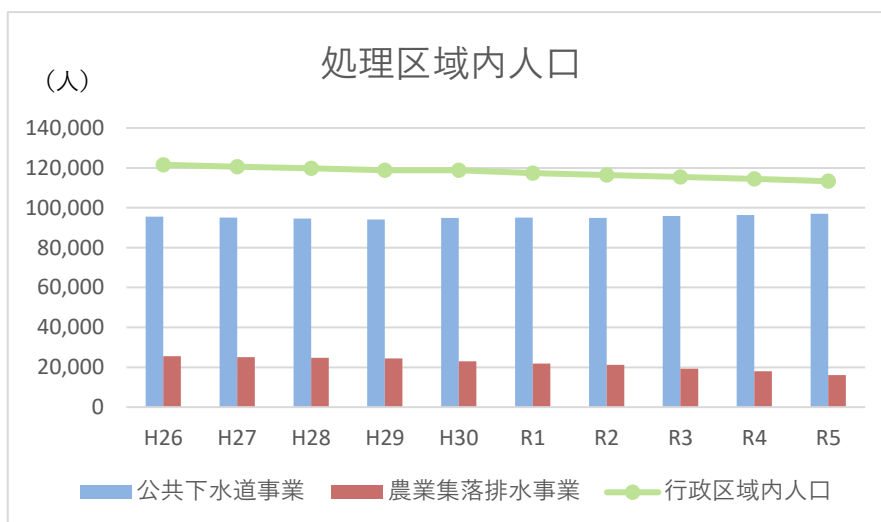
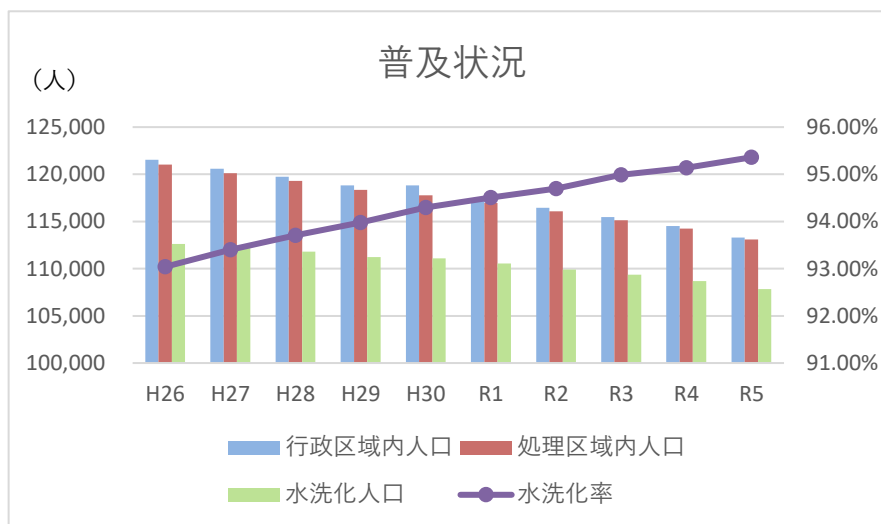
2. 普及状況

本市の人口は、平成21年度以降減少傾向にあり、平成21年度末の126,039人をピークに令和5年度末には113,297人にまで減少しています。

また、人口減少に伴い、処理区域内人口や水洗化人口も減少しています。令和5年度末の処理区域内人口は113,092人、水洗化人口は107,849人となっています。

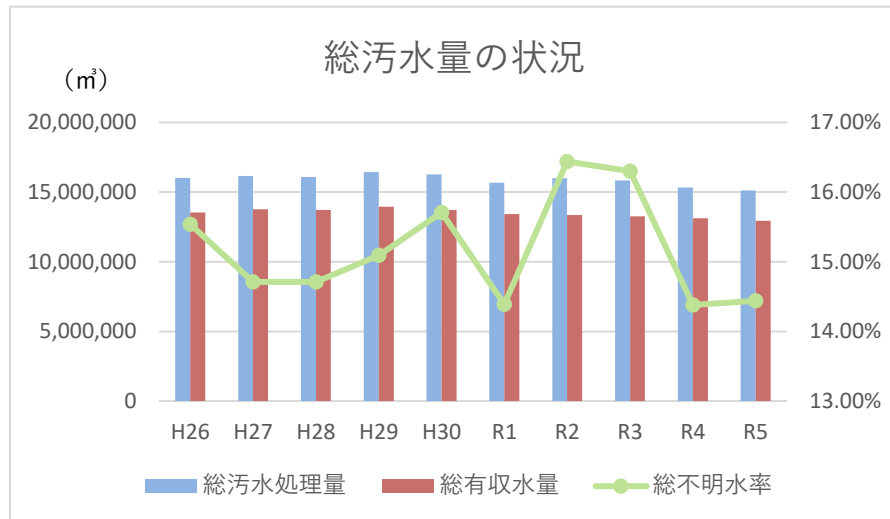
それでも、処理区域内人口が減少する中で、着実に水洗化率は向上し、令和5年度末には95.36%を達成しました。

近年、長浜市下水道ビジョンを基に汚水処理の効率化を目的に農業集落排水施設の公共下水道接続事業を進めた結果、処理区域内人口全体の減少はあるものの公共下水道事業の処理区域内人口は横ばいとなり、農業集落排水事業の処理区域内人口は大きく減少している状況です。



3. 汚水量の状況

令和5年度末の公共下水道事業と農業集落排水事業とを合わせた総汚水処理量は15,118千 m^3 、総有収水量は12,935千 m^3 、総不明水率は14.44%となりました。



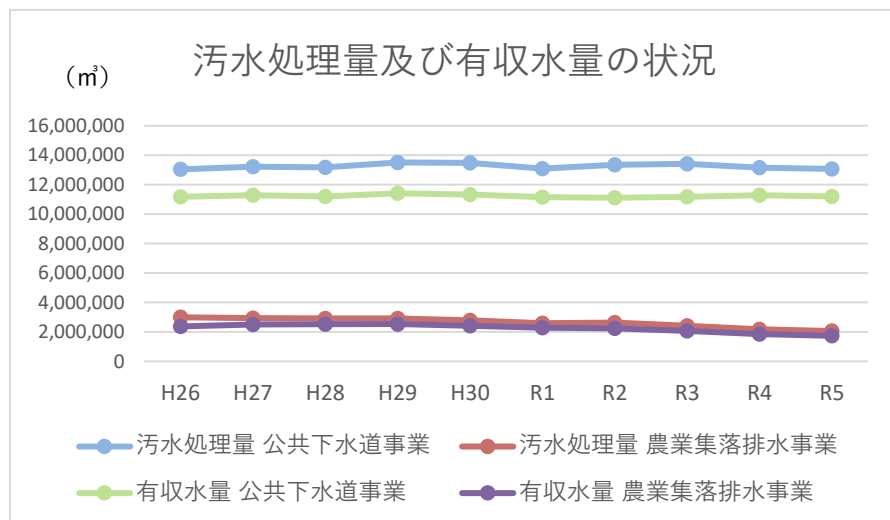
公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業を比較すると、公共下水道事業の汚水処理量は、人口減少と農業集落排水施設の接続による水量の増加で、横ばいの推移を示しています。一方、農業集落排水事業の汚水処理量は、人口減少と公共下水道への接続に伴い減少傾向にあります。

その結果、令和5年度末の公共下水道事業の汚水処理量は13,060千 m^3 、農業集落排水事業は2,058千 m^3 となりました。

また、有収水量についても汚水処理量と同様の推移を見せています。令和5年度末の公共下水道事業の有収水量は11,198千 m^3 、農業集落排水事業は1,737千 m^3 でした。

下記のグラフでは汚水処理量と有収水量の差分が不明水量を表しています。

グラフによると両事業とも、一時的に汚水処理量と有収水量の差が広がり、不明水量としては上昇しましたが、全体的に差は縮み、不明水量は減少傾向にあります。



4. 下水道使用料の状況

(1) 下水道使用料体系

下水道使用料は、下水処理場での汚水の処理費や下水道管の清掃・修理などの維持管理費用などに充てられます。

2ヶ月に1度水道メーターの検針を行い、2ヶ月分まとめて下水道使用料を請求しています。

下水道使用料一覧（1ヶ月あたり・税別）

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金（1m ³ あたり）
一般汚水	10m ³ まで	1,229円	11～30m ³	135円
			31～50m ³	147円
			51～100m ³	153円
			101～250m ³	160円
			251m ³ 以上	172円
特定排水	—	—	751m ³ 以上	230円
公衆浴場汚水	300m ³ まで	9,709円	301m ³ 以上	73円

例）2ヶ月で40m³を使用された場合

（前半の1ヶ月20m³と後半の1ヶ月20m³に分けて計算します。）

下水道使用料＝基本料金＋超過料金＋消費税

基本料金 1,229円（10m³までの分）

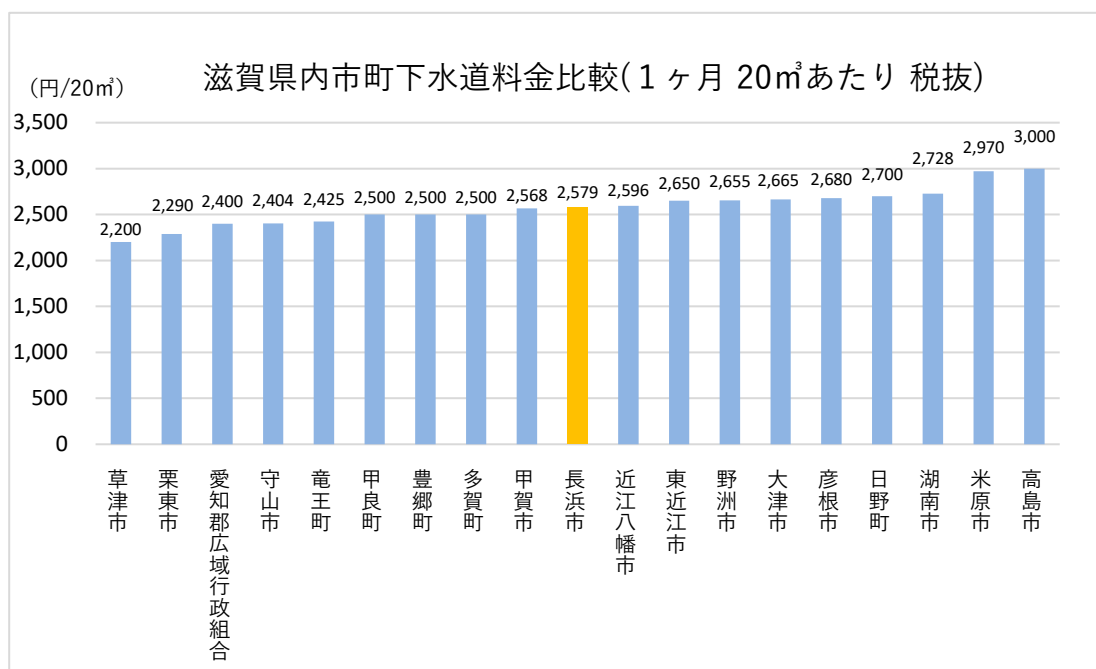
超過料金 1,350円（11m³から20m³までの分 135円×10m³）

合計 2,579円×1.1（消費税率）＝2,836円

2ヶ月で、2,836円（前半の1ヶ月分）＋2,836円（後半の1ヶ月分）
＝5,672円となります。

(2) 下水道使用料の県内各市町比較

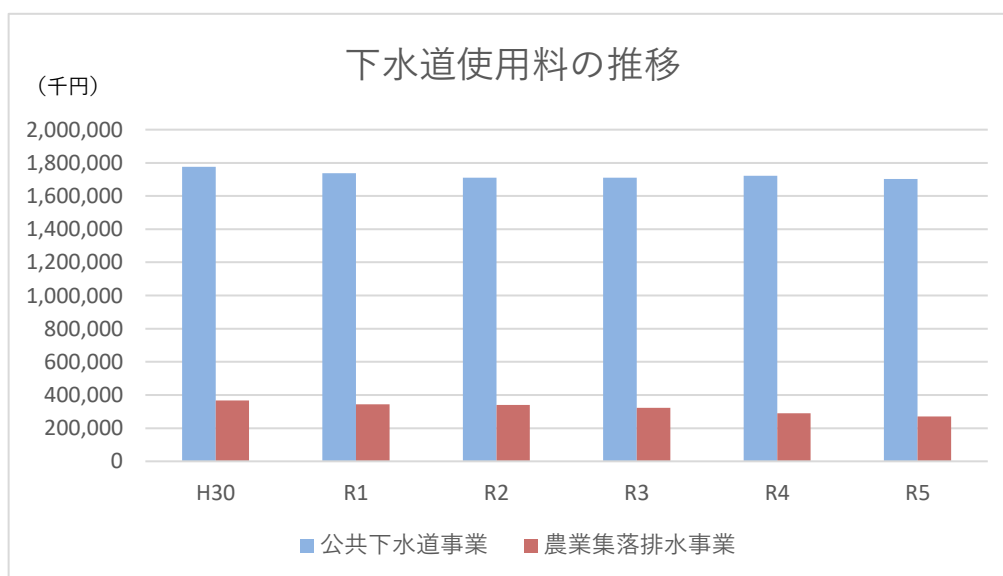
下水道使用料を県内各市町と比較したところ、1ヶ月あたりの使用水量を20m³とした場合、本市は2,579円となり、県内の平均値となっています。



(3) 下水道使用料の推移

水洗化率が向上する一方で、処理区域内人口の減少に伴い下水道使用料の減収が見られます。

令和5年度末の下水道使用料は、公共下水道事業は1,701,787千円で、農業集落排水事業は271,323千円となり、過去6年間で両事業ともに最も低い額となりました。

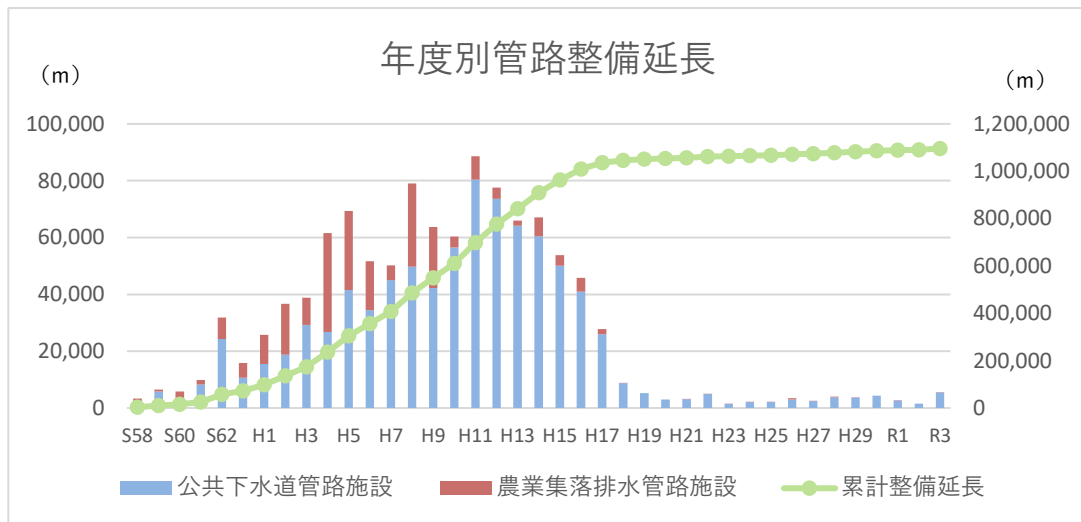


5. 施設の状況

(1) 管路の状況

① 管路整備延長

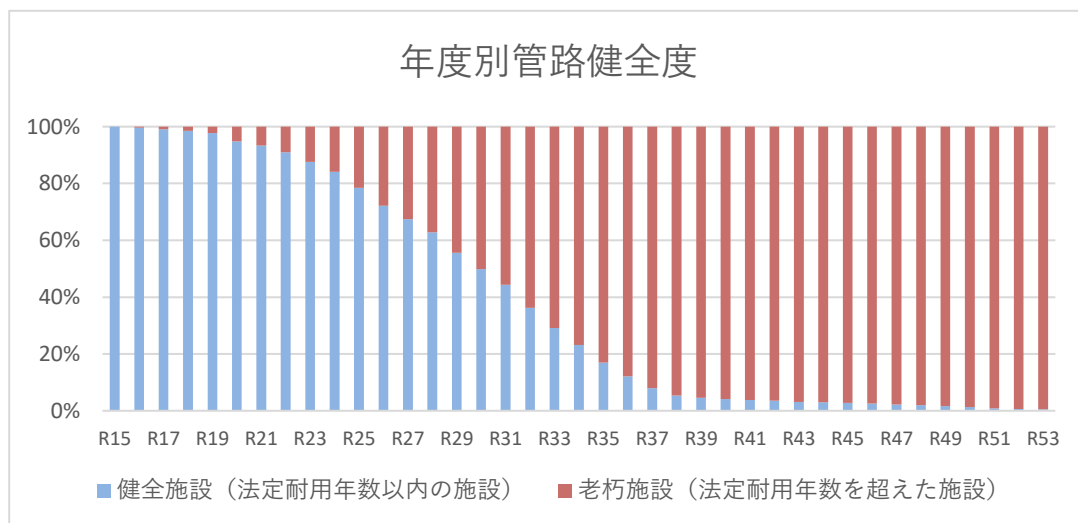
本市の污水管路整備延長(令和4年度末)は、公共下水道事業863km、農業集落排水事業233kmで、総計で1,096kmに達しています。



② 管路資産の健全度

管渠の標準耐用年数は50年です。現在、50年を超過している管渠はありませんが、令和22年には約10%の管渠が耐用年数を超過し、令和27年にはその割合が30%に達する見込みです。

さらに、令和30年には管渠資産の50%が健全性を損なうことになります。



(2)マンホールポンプ施設の状況

マンホールポンプの整備箇所数は、公共下水道事業92箇所、農業集落排水事業などで197箇所、合計で289箇所に達しています。

設置されているマンホールポンプ施設は、設置から15年以上が経過したものに対して計画的な更新を行い、機能を維持するための時間計画保全施設としての役割を果たしています。これにより、故障修理に依存した事後保全から、計画的な更新による予防保全への移行を進めています。

令和5年度末現在

更新年度	更新対象マンホールポンプ施設	件数	設置年度
H25年度	虎姫：あすなろ橋・国道8号	3	H9年度
	湖北：小倉		H10年度
H26年度	湖北：速水・高田①・高田②	3	H10年度
H27年度	虎姫：月ヶ瀬・月ヶ瀬橋	2	H11年度
H28年度	虎姫：西大井・五村	3	H12年度
	高月：東阿閉		H12年度
H29年度	浅井：野田・鍛冶屋・池奥	9	H13年度
	虎姫：酢		H13年度
	高月：西阿閉・熊野①・熊野②・熊野③		H13年度
	木之本：黒田②		H13年度
H30年度	浅井：野瀬	9	H13年度
	浅井：郷野		H14年度
	虎姫：中野・大寺・三川寺橋		H14年度
	高月：磯野・東高田・布施		H13年度
	木之本：黒田①		H13年度
R1年度	浅井：須賀谷	7	H14年度
	浅井：高山①・高山②		H15年度
	高月：西柳野・井口②		H15年度
	木之本：小山・赤尾		H14年度
R2年度	長浜：下之郷・保田・小沢	9	H15年度
	浅井：高山③		H15年度
	虎姫：南大井・三川オリト		H16年度
	高月：保延寺		H16年度
	木之本：高時・西山		H15年度
R3年度	高月：持寺・西野中・西野北・西野西	9	H17年度
	木之本：大音・古橋①・古橋②		H16年度
	木之本：古橋①・古橋②		H17年度
R4年度	高月：片山・松尾	9	H17年度
	木之本：川合①・川合②・川合③・川合④		H18年度
	川合⑤・川合⑥・西黒田		
R5年度	浅井：湯次・尊勝寺	8	H4年度
	びわ：川道No.1・川道No.2・川道No.3		H3年度
	湖北：山脇・河毛駅・河毛線路脇		H1年度

(3) 農業集落排水施設の状況

農業集落排水事業は、農業集落における生活環境の向上と、河川やその他公共水域の水質保全を目的として、し尿や生活雑排水を適切に処理するための施設や管路（下水道管やマンホール）を整備する事業です。

長浜市では、昭和56年に旧びわ町が美浜地区の事業に着手して以来、各旧市町で整備が進み、現在では40地区の処理施設が運営されています。

また、農業集落排水事業よりも小規模な「小規模集合排水処理事業」や、家庭ごとに合併浄化槽を設置する「個別排水処理事業」がそれぞれ1地区で実施されており、これらも生活環境の改善と公共水域の水質保全に貢献しています。

このような農業集落排水施設については、老朽化の進行や厳しい経営環境、人口減少に伴う処理能力の過剰などの課題があり、既存の汚水処理施設を集約・再編することで、施設配置を適切に維持していく必要があります。

令和5年度末現在

農業集落排水施設	
長浜地域	鳥羽上地区、常喜本庄地区、八条地区、泉国友郷地区、神田地区、西黒田南地区
浅井地域	七尾南地区
湖北地域	尾上地区、湖北西地区、山本地区、津里石川地区、賀小今地区、丁野二俣地区
	小谷南地区、上下山田地区
高月地域	馬上地区
木之本地域	杉野地区
余呉地域	川並地区、下余呉地区、中之郷地区、東野地区、片岡南部地区、丹生地区
	坂口地区、小谷柳ヶ瀬地区、椿坂地区、中河内地区、菅並地区
西浅井地域	八田部地区、黒山地区、山門中地区、塩津浜地区、岩熊地区、庄地区
	山田小山地区、塩津北地区、塩津中部地区、大浦地区、菅浦地区、余地区

小規模集合排水処理施設	
西浅井地域	月出地区

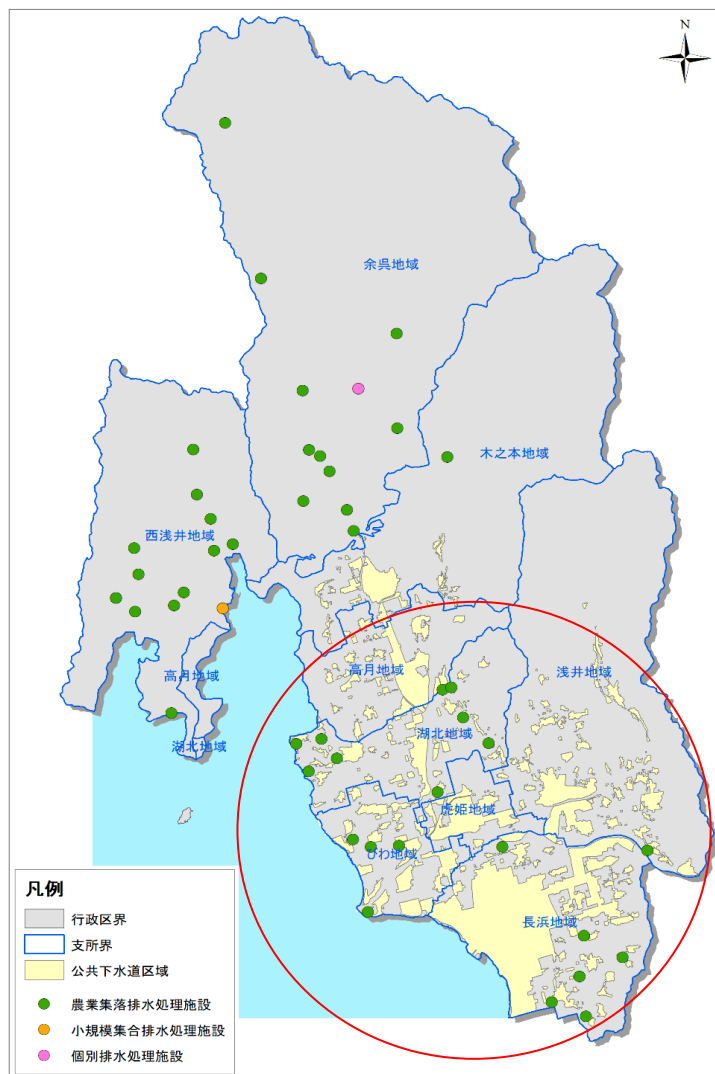
個別排水処理施設	
余呉地域	摺墨地区

6. 汚水処理効率化の状況

農業集落排水施設は、「事業集約による効率化と削減」をテーマに公共下水道区域内（下図：赤丸）では公共下水道への接続を進め、コスト削減を図ります。

長浜市下水道ビジョンでは、公共下水道の整備進捗に合わせ、55地区の農業集落排水施設等のうち、31地区を令和10年までに公共下水道へ接続する計画となっています。

令和6年4月までに、15地区の接続が完了しており、残り16地区についても順次、公共下水道への接続を進めます。



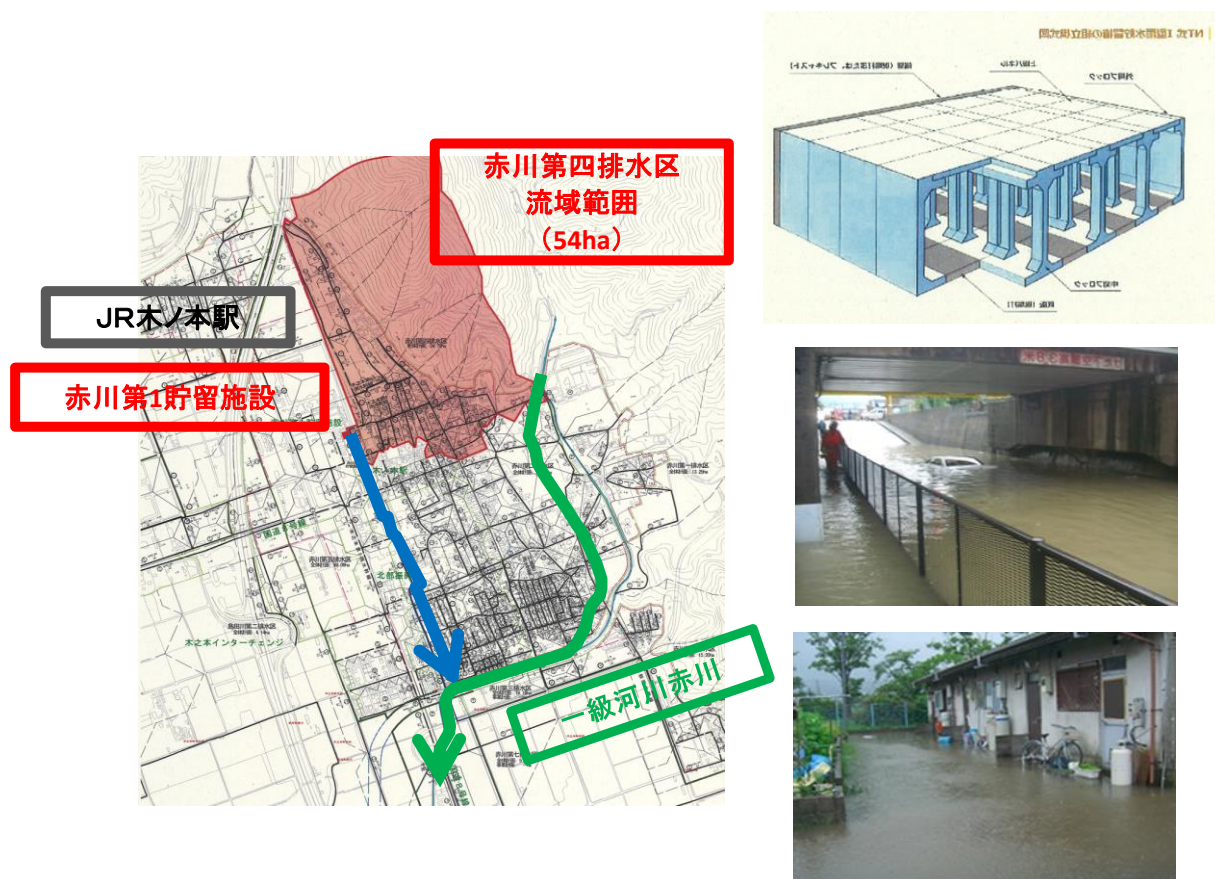
7. 災害対策の状況

(1) 浸水対策

本市の浸水対策は、市街地の雨水防除の改善及び浸水被害の防止を目的として行っています。雨水渠の整備は、平成11年度から十一川排水区、平成18年度から内保排水区、平成20年度から知善川排水区、平成25年度からの場井川排水区、打越川排水区、平成28年度から赤川排水区、令和2年度から丁野木川排水区で実施しています。平成25年9月に発生した時間最大40mmの集中豪雨で被害が発生した赤川排水区では、赤川排水区雨水貯留槽整備工事を実施し、浸水被害防止に取り組んでいます。

雨水渠整備状況

排水区名	工事箇所	年度										
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
内保	内保町	→										
知善川	三ツ矢元町他	→										
的場井川	祇園町他	→										
打越川	平方町	→										
赤川	木之本町				→							
丁野木川	高月町							→				



(2)地震対策

阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震では、いずれも下水道施設に甚大な被害がもたらされました。

このような状況を踏まえ、本市においても、特に大きな被害が懸念される柳ヶ瀬関ヶ原断層帯による直下型地震や、高確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震により、下水道施設への影響が懸念されています。

(3)下水道BCP

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定と、これに基づく災害時対応や事前対策を実施しています。

BCPは、災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインなどの利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行することを目的としています。

被害想定

被災に伴う業務量の把握を行うため、下水道施設の被害想定を行います。

優先実施業務の選定

発災後に下水道機能を早期に回復させるため、新たに発生する災害対応業務や継続して実施すべき通常業務が遅延することによる地域住民の生命、財産、生活並びに社会経済活動への影響の大きさを総合的に判断し、優先実施業務を選定します。

訓練計画

発災後の対応手順の確実な実行と下水道BCPの定着のため、訓練計画を立案し、定期的の実施します。また、訓練で得られた課題は、適切にとりまとめ、維持改善計画につなげていきます。

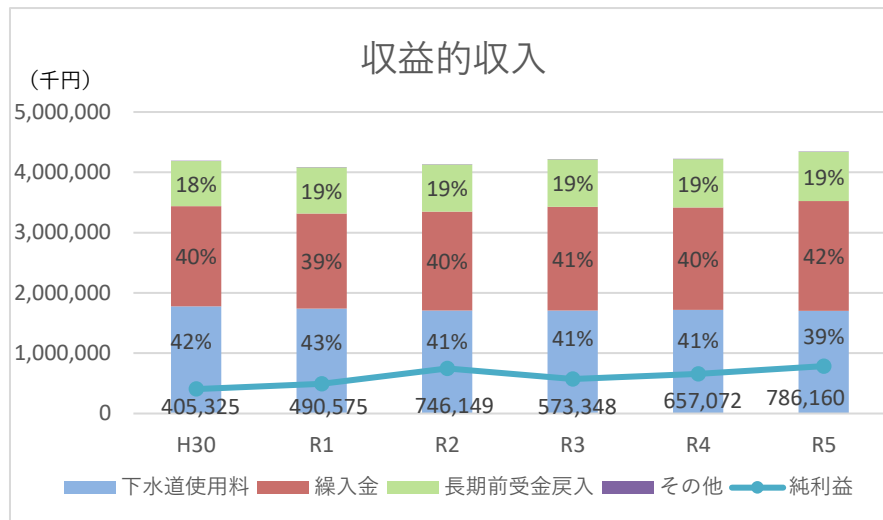
BCP訓練
の状況



8. 財政状況

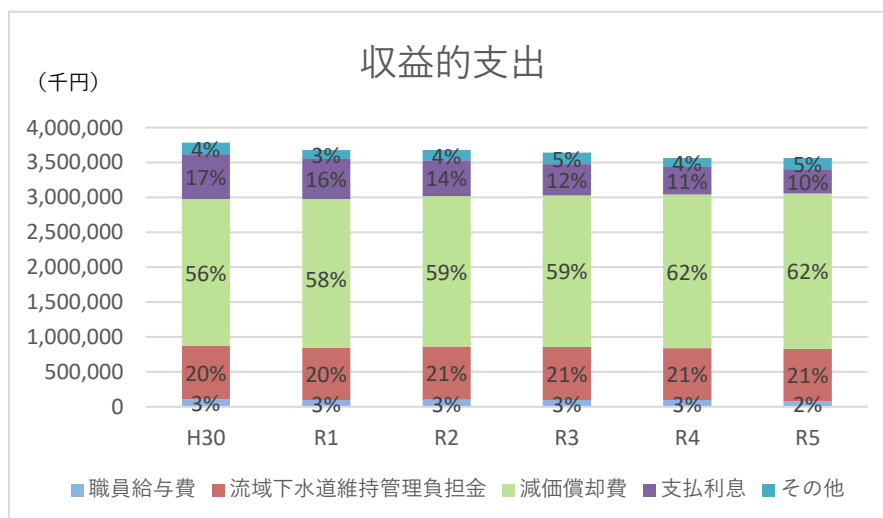
(1) 公共下水道事業の財政状況

収益的収入の内訳では、下水道使用料が約42%を占め、次いで一般会計からの繰入金(雨水処理負担金、他会計負担金、他会計補助金)が約40%、長期前受金戻入が約19%となっています。

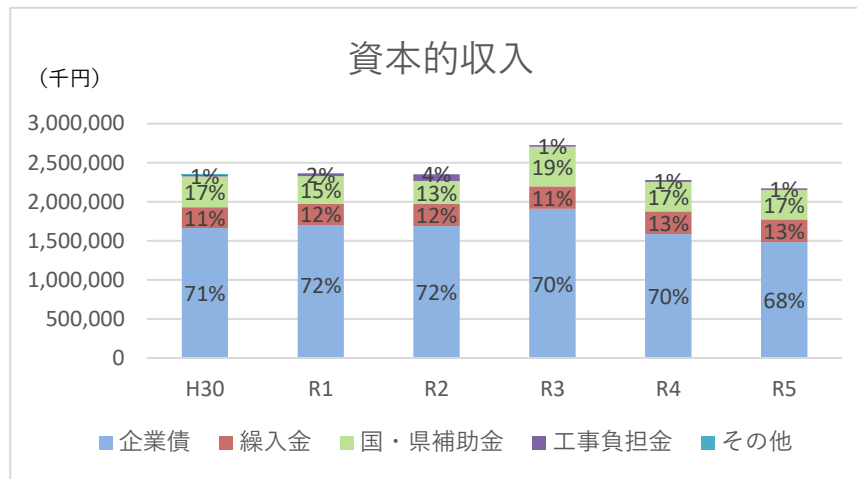


収益的支出においては、減価償却費が約60%を占め、次に流域下水道維持管理負担金が約20%、支払利息が約15%を占める構成となっています。

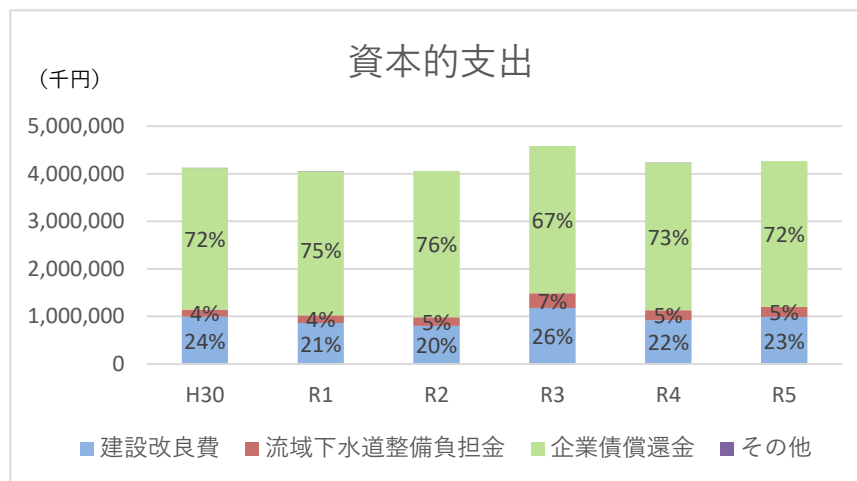
純利益を計上することができており、健全な財政状況となっています。



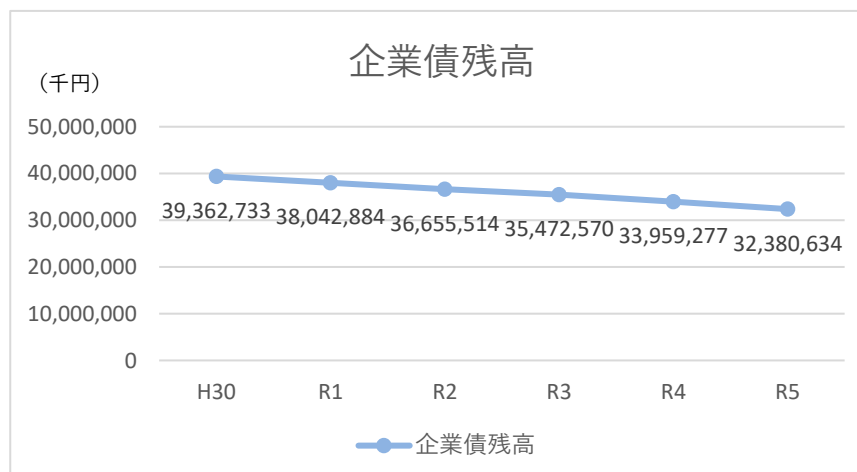
資本的収入の内訳では、企業債が約70%を占め、次いで国庫補助金・県費補助金が約15%、一般会計からの繰入金（他会計出資金）が約10%となっています。



資本的支出においては、企業債償還金が約70%を占め、次に建設改良費が約25%を占める構成となっています。

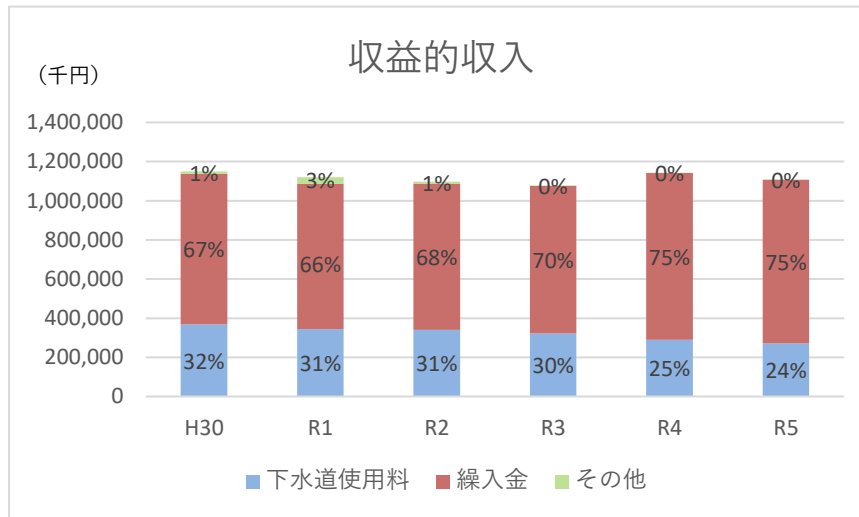


企業債残高は全体として減少傾向にあり、過去6年間で約18%の減少が見られます。

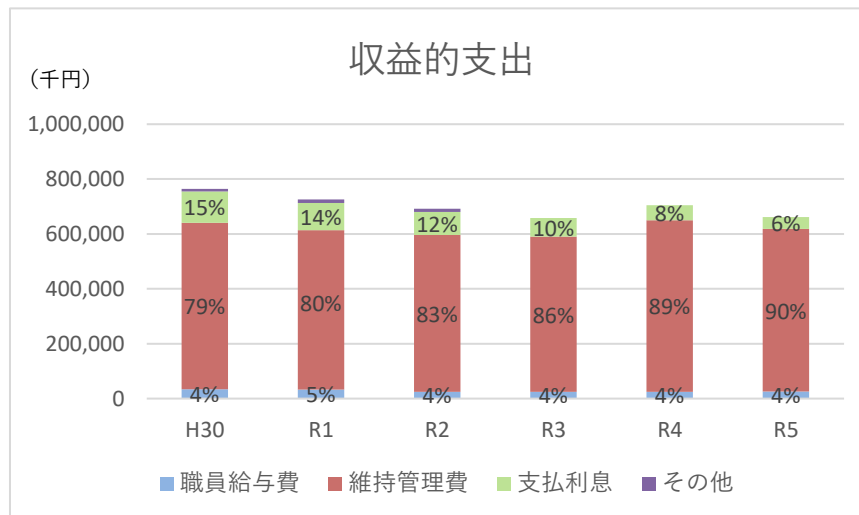


(2) 農業集落排水事業の財政状況

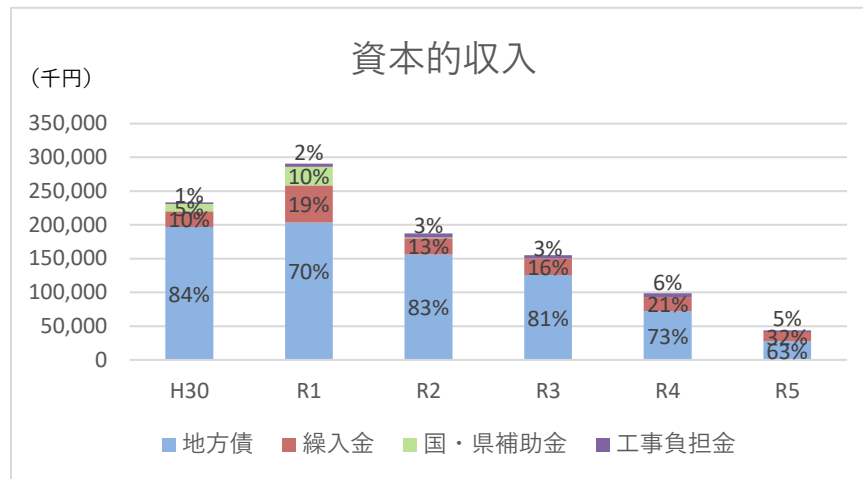
収益的収入の内訳では、一般会計からの繰入金が約70%を占め、次いで下水道使用料が約30%となっています。



収益的支出においては、施設の維持管理費が約85%を占め、次に支払利息が約10%、職員給与費が約5%を占める構成となっています。

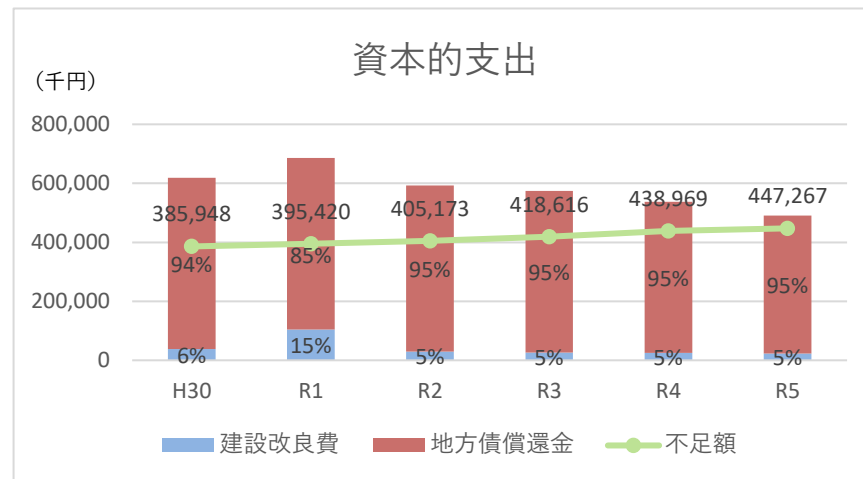


資本的収入の内訳では、地方債が約80%を占め、次いで一般会計繰入金が約20%となっています。

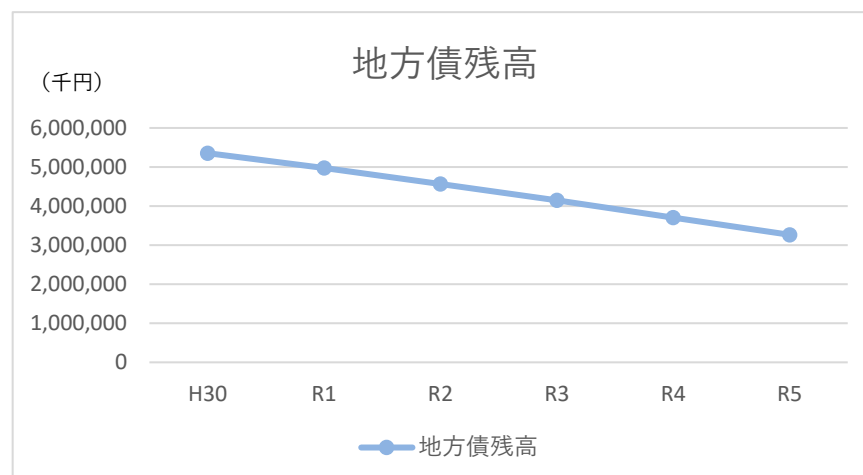


資本的支出においては、地方債償還金が約95%を占め、次に建設改良費が約5%を占める構成となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、全体的に増加傾向にあり、過去6年間で約16%の増加が見られます。



一方、地方債残高は減少傾向にあり、過去6年間で約39%の減少が見られます。

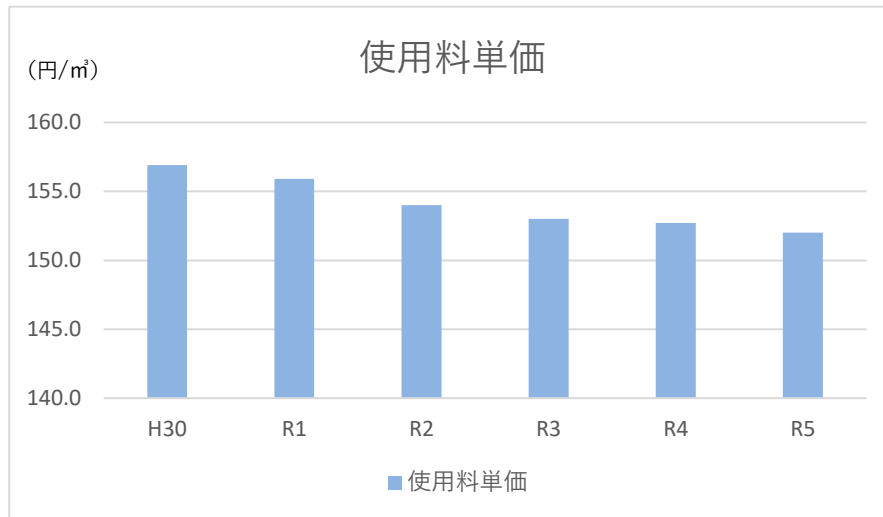


(3) 主な財政指標の状況：公共下水道事業

① 使用料単価

使用料単価は、有収水量 1 m³あたりの使用料収入を表したものです。国の示す目安として150円/m³以上に設定することが求められています。

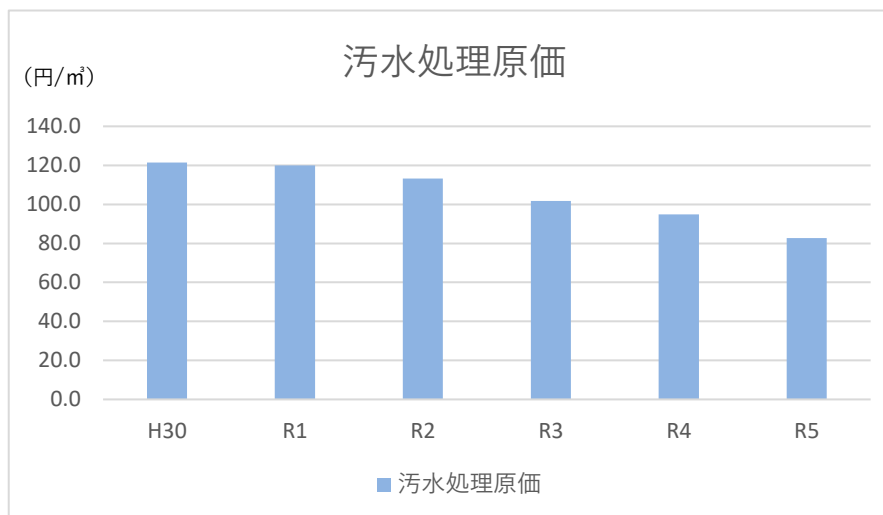
公共下水道事業の使用料単価は過去6年間で徐々に減少していますが、目安の150円/m³を維持しています。



② 汚水処理原価

汚水処理原価は、処理経費のうち一般会計が負担すべき収入等を除き、使用料で回収する経費を有収水量で割って1m³当たりの原価を算定したものです。

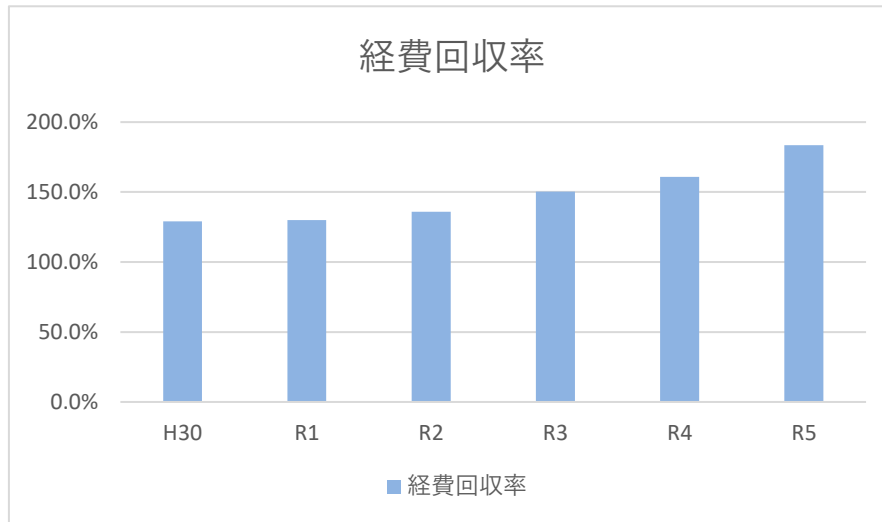
公共下水道事業の汚水処理原価は、継続的に減少しており、特に近年は支払利息が減少していること等により減少幅が大きくなっています。



③経費回収率

経費回収率は、事業運営にかかる経費をどれだけ使用料収入で回収できているかを示す数値です。経費回収率が100%以上だと全ての経費を使用料収入で賄えていることとなり、100%未満だと使用料以外の収入を使って足りない部分を補っていることになります。

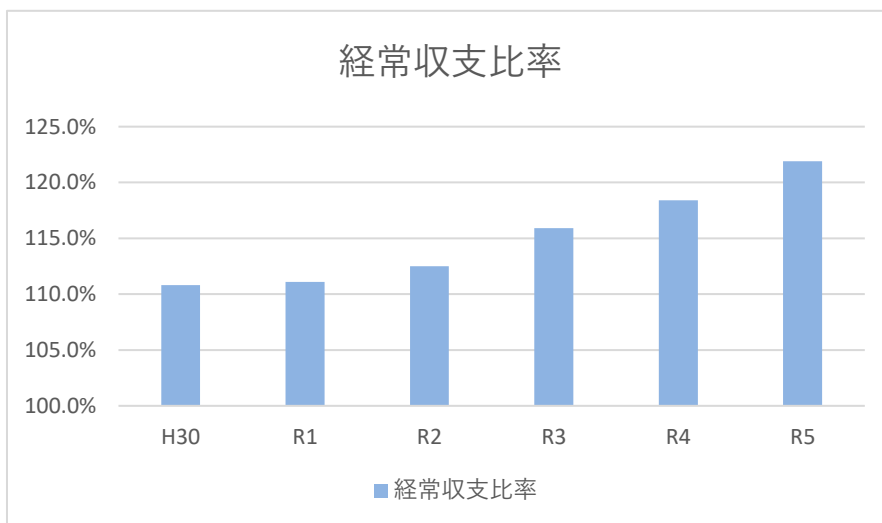
公共下水道事業の経費回収率は、過去6年間で順調に上昇しています。



④経常収支比率

経常収支比率は、使用料収入等の収益で処理費用を賄っている割合であり、収入と支出のバランスがどれだけ取れているかを示す数値です。経常収支比率が100%以上だと事業の収入が支出を上回っていることを示し、健全な財政状況であり、100%未満だと事業の収入が支出を下回り、事業運営の費用を完全に賄うことができていない状態で補助金や繰入金等により補っていることになります。

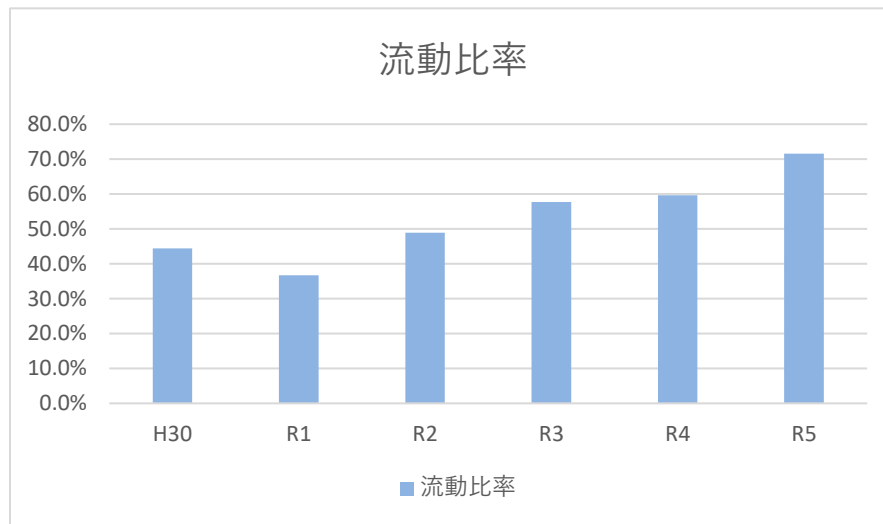
公共下水道事業の経常収支比率は、過去6年間で順調に上昇しています。



⑤流動比率

流動比率は、事業の短期的な債務に対する支払能力を示す数値です。流動比率が100%以上だと流動資産が流動負債を上回っていることを示し、短期的な支払い能力が十分で財政的に安定しており、100%未満だと流動資産が流動負債を下回り、財政的に厳しい状況にあることになります。

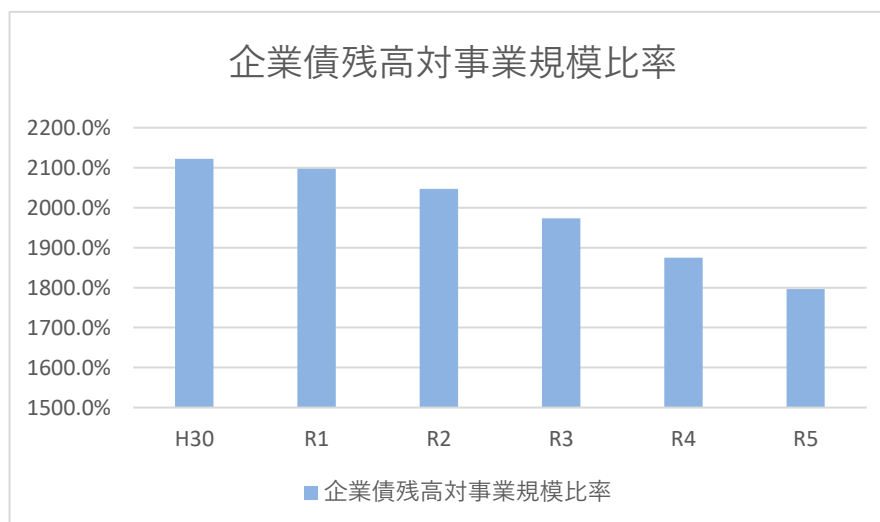
公共下水道事業の流動比率は、令和元年度で一時的に低下しましたが、その後、着実に回復し、令和5年度には大幅に改善しました。現状、目標基準である100%には届いていないため、今後も改善策が求められます。



⑥企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、事業における企業債の残高が、事業の規模（使用料収入）に対してどの程度の割合を占めているかを示す数値です。企業債残高対事業規模比率が高くなると、事業が企業債に依存していることを示し、事業の返済負担が増え財政的な圧力が高まります。比率が低くなると、企業債への依存が小さくなり、事業運営が安定しやすくなります。

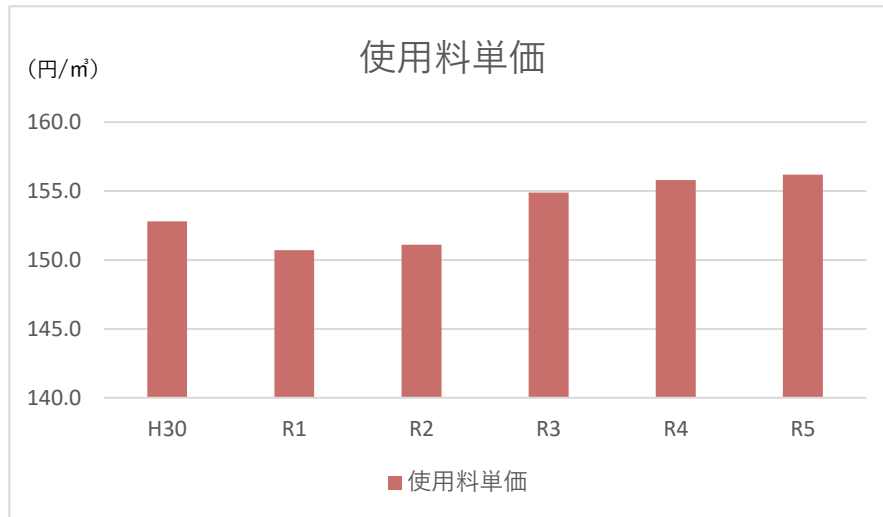
公共下水道事業の企業債残高対事業規模比率は、企業債残高の減少に伴い、減少傾向にあります。現在、農業集落排水施設の公共下水道への接続事業を進めているため、経営状況を鑑みた平準化などの計画的な借入が必要となります。



(4) 主な財政指標の状況：農業集落排水事業

① 使用料単価

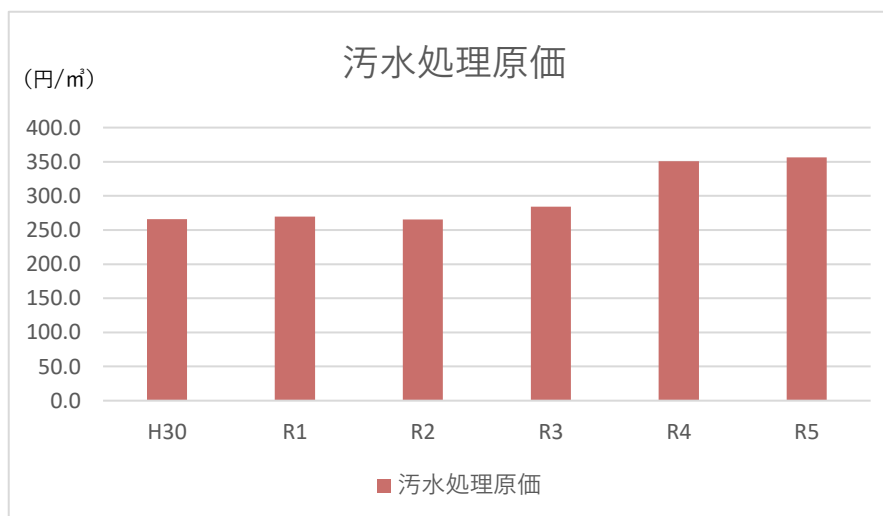
農業集落排水事業の使用料単価は、近年上昇傾向にあり、令和5年度には156.2円/m³となりました。



② 汚水処理原価

農業集落排水事業の汚水処理原価は、上昇傾向にあります。

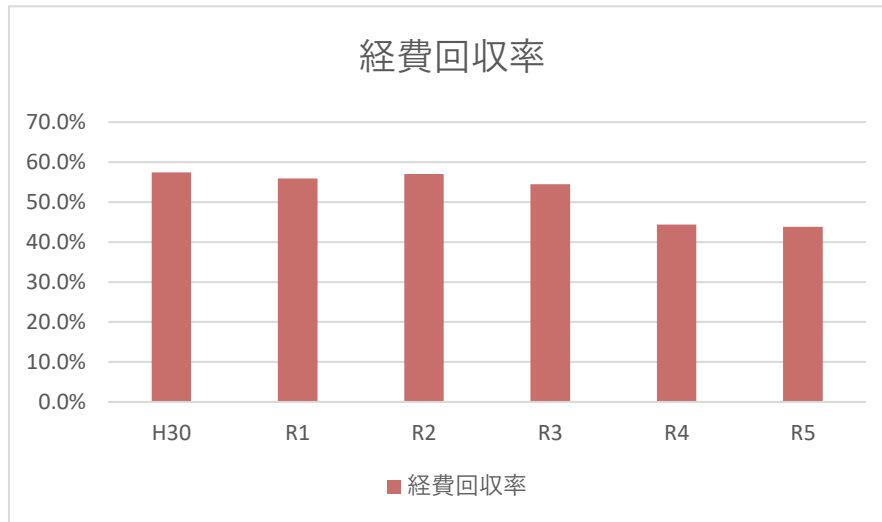
令和5年度には356.3円/m³となり、これは施設の老朽化に伴う不明水の増加による処理費用の増加や、施設維持管理費の高騰などが主な要因と考えられます。



③経費回収率

農業集落排水事業の経費回収率は、これまで約55%を維持していましたが、近年は減少傾向にあり、令和5年度には約44%と、50%を下回る状況となっています。

このことから、事業運営にかかる経費の半分以上は使用料収入では賄えておらず、一般会計からの繰入によって補填されている状態です。

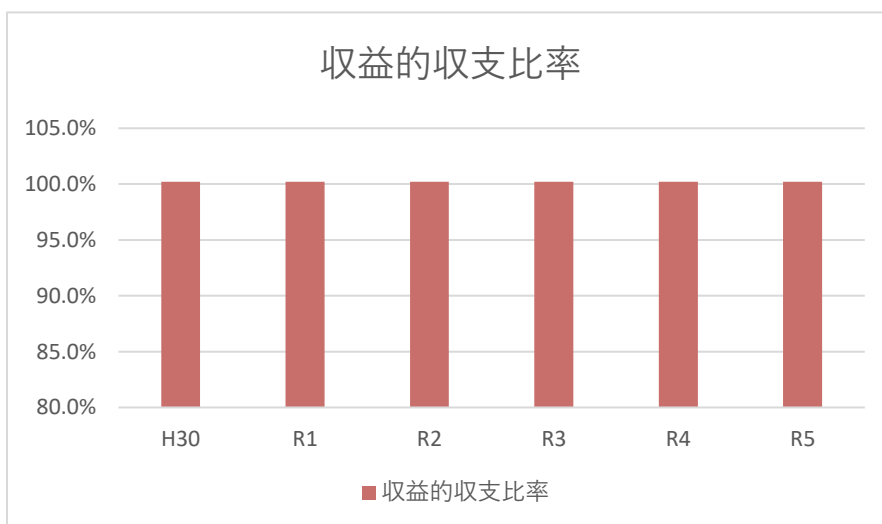


④収益的収支比率

農業集落排水事業の収益的収支比率は、過去6年にわたり100.2%となっており、収入と支出がほぼ均衡している状況が続いています。

これは、本事業が特別会計であるため、収支均衡予算となることによるものです。

使用料収入で回収できない費用については、一般会計からの繰入金で対応しています。



9. まとめ

これまでの下水道事業の現状と課題は以下のとおりです。

	現状	課題
普及	・処理区域内人口は減少傾向 ・水洗化率は増加傾向 (令和5年度：95.36%)	・行政区域内人口の減少に伴う処理区域内人口の減少が予想される ・人口減少による有収水量、使用料収入の減少を見据えた対策が必要
汚水量	・処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少傾向 ・不明水量に上下の変動はあるが、例年14.5%～16.0%で推移	・処理区域内人口の減少による有収水量、使用料収入の減少を見据えた対策が必要 ・不明水による不採算経費の増加
使用料	・処理区域内人口の減少に伴い、下水道使用料も減少傾向 ・県内では平均的な使用料水準	・処理区域内人口の減少による有収水量、使用料収入の減少を見据えた対策が必要
下水道施設	・管渠、マンホールポンプ施設及び農業集落排水施設の老朽化が進行 ・令和30年度、50%の管渠が耐用年数を超える	・耐用年数を超えた施設の更新が増大 ・人口減少に伴う処理能力の過剰 ・PPP/PFIの活用
処理効率化	・公共下水道区域内の農業集落排水施設を公共下水道へ接続	・維持管理費用を削減する施策の推進 ・事業費の増加
災害対策	・雨水貯留槽整備による浸水被害の防止 ・BCP計画策定、災害時対応や事前対策の実施	・更なる市街地の雨水防除の改善、浸水被害の防止 ・地震対策による施設の耐震化
財政	・公共下水道事業の経営指標は改善傾向 ・農業集落排水事業の経費回収率が50%を下回る ・企業債、地方債残高の減少	・使用料収入の減少に伴う財政状況の悪化 ・施設維持管理費、処理費用の増加 ・施設の老朽化に伴う更新費用など、投資にかかる事業費の増加

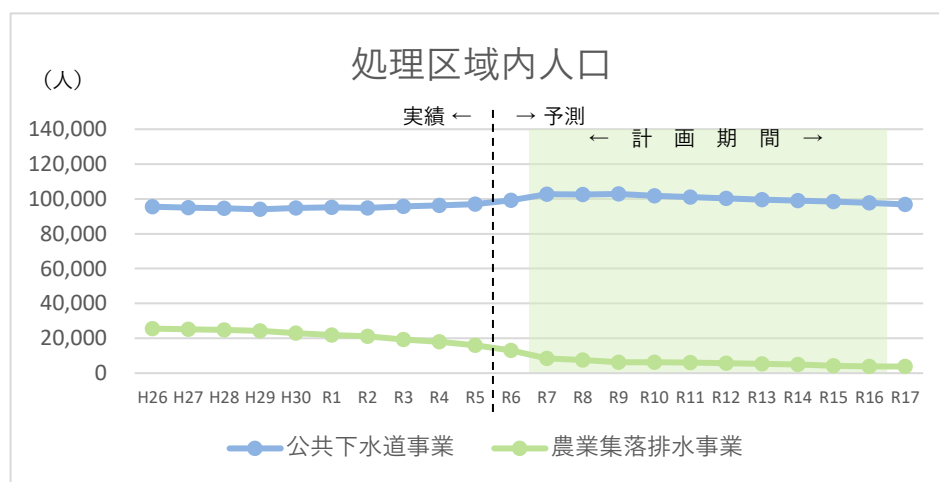
第3章 今後の事業環境の見通し

1. 処理区域内人口

行政区域内人口の減少に伴う処理区域内人口の減少と、公共下水道への接続による各処理区域内人口の変動を考慮し、今後の人口予測を設定しました。

行政区域内人口については、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口予測と過去の実績を比較し、今後の見通しを立てています。

令和5年度末時点での処理区域内人口は、公共下水道事業は97,014人であり、農業集落排水事業は16,078人でした。令和16年度には、公共下水道事業は97,804人、農業集落排水事業は3,945人と推移する見込みです。

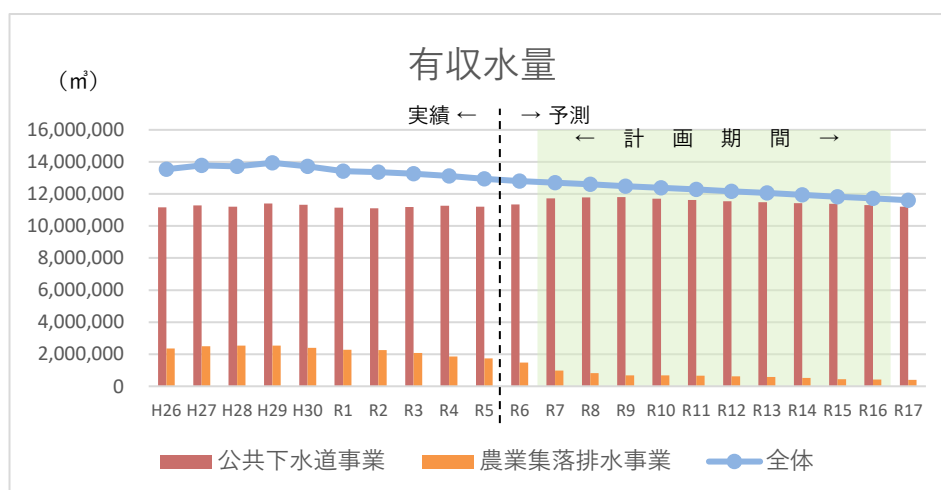


2. 有収水量

処理区域内人口の減少率と、公共下水道へ接続する対象地区の有収水量の過去実績値を考慮し算出しました。

公共下水道事業の有収水量は、農業集落排水の接続により一時的に上昇しその後人口減少により水量も減少する見込みです。

一方、農業集落排水事業は、公共下水道への接続と人口減少により、令和6年度以降著しく減少する見込みです。



第4章 経営の基本方針

令和5年度に策定した「第2次長浜市下水道ビジョン」は、長浜市の下水道事業の健全化を目指し、特に老朽化した施設の維持管理費高騰への対応や人口減少に伴う収入減少への対策を講じるものです。これらの課題に対応するため、「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」を目指し、経営意識の向上と経営改善に取り組むことを掲げています。

本市では、平成19年に公共下水道事業がほぼ全域で整備を完了し、農業集落排水事業では昭和56年度から整備を進め、平成20年度には55地区の処理施設が完成し、生活環境の改善に寄与しました。

しかし、これらの施設は供用開始から30年が経過し、老朽化が進んでいるため、公共下水道への接続を計画しています。

さらに、処理費用やランニングコストの抑制を図るため、汚水処理施設の統合や処理方式の見直しを予定しています。

これに伴い、事業費が一時的に増加することが予想されますが、将来の安定した事業運営に向けた投資期間と位置づけ、積極的に取り組むこととしています。

しかしながら、今後は人口減少により有収水量が減少し、使用料収入の減少が予想されることから、これまで以上に厳しい経営環境となるものと考えられます。

そのため、今後も安定した下水道事業が持続できるよう、未収金対策や下水道使用料の適正化、国の基準に基づいた一般会計繰入金の確保などにより、経営の安定性を確保していきます。

長浜市
総合計画

将来像：新たな感性を生かしみんなで未来を創るまち 長浜

長浜市
都市計画
マスタープラン

将来像：碧く輝くまち 湖北・ながはま～地域が活き、人が居る～
目標①：地域の特性に応じて誰もが快適に暮らせる環境の構築
目標②：安全・安心な暮らしを支える都市基盤の整備
目標③：健全な開発と適切な土地利用による都市活力の向上
目標④：地域資源を生かした質の高い都市・田園空間の形成
目標⑤：持続可能な長浜ならではのまちづくり

第2次長浜市
下水道ビジョン

取組方針：快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築

長浜市下水道ビジョンの取組方針

第5章 効率化・健全化の取組

1. 農業集落排水事業の効率化

(1) 公共下水道への接続（高月以南地域）

老朽化が進んでいる農業集落排水施設の改築・更新には多大な投資が必要であるため、公共下水道への接続に取り組めます。

「事業の集約による効率化とコスト削減」をテーマに、処理費用の大幅な削減と維持管理の効率化を目指します。

計画期間中について、長浜市下水道ビジョンに基づき令和10年度までに高月以南地域16地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続することを目標としています。

(2) 公共下水道への接続（余呉地域）

高月以南地域と同様に、現行の処理施設を維持することで、嵩む処理費用及び維持管理費を削減するため、余呉地域においても公共下水道への接続を計画しています。

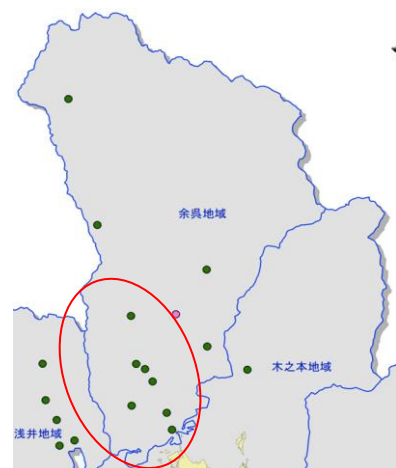
計画期間中について、令和7年度以降は第2次長浜市下水道ビジョンに基づき、余呉地域の7地区を公共下水道に接続する予定です。

種別	No.	処理区名	接続予定年度	接続目標年次				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
農業集落排水事業	1	鳥羽上	R7			●		
	2	常喜本庄	R7			●		
	3	八条	R6		●			
	4	泉国友郷	R6		●			
	5	神田	R6		●			
	6	西黒田南	R7			●		
	7	七尾南	R6		●			
	8	尾上	R8				●	
	9	湖北西	R6		●			
	10	山本	R6		●			
	11	津里石川	R7			●		
	12	賀小今	R7		●			
	13	丁野二俣	R7		●			
	14	小谷南	R7			●		
	15	上下山田	R8				●	
	16	馬上	R8				●	

← 接続計画 ● 接続目標年次

(1)、(2)の農業集落排水接続事業を通じて、40地区ある農業集落排水施設のうち、23地区を公共下水道に接続することとなります。

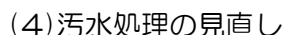
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		坂口	下余呉	川並	中之郷	東野	片岡南部		小谷柳ヶ瀬	
余呉幹線整備 L=7,500m …… 木之本町木之本～余呉町小谷										



施設の統合については、統合の規模に応じて施設の増設が必要となる場合があるため、将来の需要を見据えて、統合可能な施設とその範囲を検討します。また、施設の処分制限期間や負債の状況も考慮し、段階的に統合を進めることとしています。

【整備方針】

-



そのため、処理費用の抑制を図るため、集合処理による合併浄化槽への切り替えなど処理方式の見直しを、農業集落排水地域では樺坂地区及び中河内地区の2地区で令和16年度から令和17年度にかけて、小規模集合排水処理地域(月出地区)では令和12年度に実施する予定です。

小規模污水处理施設を
合併浄化槽に切替

污水处理施設⇒廃止
令和11年：供用後30年

余呉・木之本地域

NO	地域名	処理区	供用年月日		廃止・存続	
1	木之本地域	杉野	H20.6.1	⇒	存続	
2	余呉地域	川並	S63.7.28		廃止	公共下水道接続
3		下余呉	H2.4.2		廃止	公共下水道接続
4		中之郷	H3.7.19		廃止	公共下水道接続
5		東野	H5.10.1		廃止	公共下水道接続
6		片岡南部	H8.6.28		廃止	公共下水道接続
7		丹生	H12.12.14	⇒	存続	
8		坂口	H13.9.20		廃止	公共下水道接続
9		小谷柳ヶ瀬	H13.10.10		廃止	公共下水道接続
10		椿坂	H15.3.24	⇒	存続	経費軽減
11		摺墨	H15.4.1	⇒	存続	
12		菅並	H16.3.24	⇒	存続	
13		中河内	H16.3.30	⇒	存続	経費軽減

西浅井地域

NO	地域名	処理区	供用年月日		廃止・存続	
1	塩津地域	塩津浜	H6.5.1	⇒	存続	
2		岩熊	H6.7.15		廃止	塩津浜に統合
3		塩津北	H10.4.1		廃止	塩津中部に統合
4		塩津中部	H10.5.1	⇒	存続	
5		月出	H11.10.1	⇒	存続	経費軽減
6		余	H13.7.1		廃止	塩津中部に統合
7	永原地域	八田部	S63.6.16		廃止	大浦に統合
8		黒山	H1.6.6		廃止	大浦に統合
9		山門中	H4.5.1		廃止	大浦に統合
10		庄	H6.11.1		廃止	大浦に統合
11		山田小山	H7.8.1		廃止	大浦に統合
12		大浦	H10.7.1	⇒	存続	
13		菅浦	H12.7.1	⇒	存続	

2. 災害対策

(1) 浸水対策

近年、局地的大雨が頻発し、全国各地で浸水被害が多発しています。気象庁の資料によると、全国の1時間降水量50mm以上及び80mm以上の年間観測回数は、明らかに増加傾向にあります。

本市においても、平成25年9月には時間最大40mmの豪雨が発生し、JR木ノ本駅周辺で床上・床下浸水被害が発生しました。さらに、平成29年8月には降り始めからの雨量が300mmを超え、姉川の切通しから溢水し、床上・床下浸水被害が確認されています。令和2年7月の大雨では、連続時間雨量が250mmに達し、姉川や高時川で氾濫危険水位に到達したほか、山地崩壊や土砂流出による被害も発生するなど、局地的大雨の発生頻度が増加しています。

これらの状況を踏まえ、効率的かつ総合的な浸水対策を実施します。

(2) 地震対策

近年の地震対策において、下水道事業は重要な課題となっています。阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震などで下水道施設に甚大な被害が発生したことを受け、地震による影響を最小限に抑えるための対策が急務となっています。

特に、下水道インフラは地震時に大きなダメージを受けやすく、復旧に時間がかかることが住民生活に深刻な影響を及ぼすため、耐震化が求められています。

本市においても、柳ヶ瀬関ヶ原断層帯による直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、下水道施設の強化と耐震化が必要不可欠です。これらの地震に備えるため、下水道管路やポンプ場、処理施設の耐震化を進め、地震時の被害を最小限に抑えるための計画を策定することとしています。

具体的には、令和6年度に「上下水道耐震化計画」、令和7年度には「長浜市下水道総合地震対策計画」及び「BCP計画」を策定し、施設の耐震性能向上に取り組むことや地震発生時に迅速に対応できる体制を整えることとしています。

3. スtockマネジメント計画

(1) スtockマネジメント計画

下水道法の改正により、維持又は修繕に関する技術上の基準が創設され、腐食するおそれ大きい排水施設については、5年に1回以上の適切な頻度で点検を実施することなどが定められるとともに、事業計画制度が拡充され、排水施設の点検方法及び頻度を記載することが定められました。

本市では、平成30年に下水道Stockマネジメント計画を策定し、下水道BCP計画において設定した災害時指定避難所から排水を受ける管路及び流域幹線に直結接続する管路、マンホール施設を、「状態監視保全施設」として計画的に点検・調査を実施して機能維持に努めています。

状態監視保全

劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法で、機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とします。

時間計画保全

特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法で、機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とします。

事後保全

異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法で、機能上、特に重要でない施設を対象とします。

管路施設の管理方法

分類	施設名称	点検・頻度	改築の判断基準	環境区分	備考
予防保全	管路 マンホール マンホールふた	圧送管吐出先 ・5年に1回 伏越し下流部 ・1年に1回	緊急度Ⅰ及びⅡ	腐食環境下	圧送管吐出先(56箇所) 伏越し下流部(10箇所)
	管路(重要幹線) マンホール(重要幹線) マンホールふた(重要幹線)	20年に1回	緊急度Ⅰ及びⅡ	一般環境下	高リスク管：約42.9km 中リスク管：約26.6km 低リスク管：約21.6km 計：約91.1km
	マンホールふた (重要幹線以外)	【目標耐用年数】 ・車道部15年程度 ・その他30年程度			変遷表により性能不足の ふたから改築
事後保全	上記以外の汚水管路施設	異状の兆候や故障の発生時に対策を実施		一般環境下	
	雨水管路施設	異状の兆候や故障の発生時に対策を実施			

下水道Stockマネジメント計画より引用

(2)マンホールポンプ施設の更新

ストックマネジメント計画で、標準耐用年数を超過した設備から更新を行う「時間計画保全施設」として予防保全に努めています。

マンホールポンプ施設の更新実績などから標準耐用年数（10年）の1.5倍の15年を目標準耐用年数として設定し、設備の保守点検、修繕、更新を着実に実施し、目標耐用年数に対する設備の健全度を維持します。

更新年度	更新対象マンホールポンプ施設	設置年度	件数
R6年度	びわ：美浜①・美浜④	S59年度	7
	びわ：益田・稲葉①・稲葉③	S62年度	
	びわ：曾根	H6年度	
	高月：横山	H19年度	
R7年度	びわ：下八木①	S63年度	7
	びわ：早崎①・早崎②・早崎③	H1年度	
	びわ：南浜②	H2年度	
	湖北：大光寺・田中	H2年度	
R8年度	びわ：難波①・難波②・難波③	H4年度	6
	びわ：難波⑥・難波⑦・難波⑧	H4年度	
R9年度	湖北：尾上港大橋横・東尾上	S58年度	7
	湖北：山本トレセン横	H4年度	
	湖北：賀農庫前	H5年度	
	湖北：今・南速水	H22年度	
	高月：井口小尻	H21年度	
R10年度	長浜：常喜本庄①・常喜本庄②	H5年度	6
	浅井：上野	H16年度	
	湖北：石川・津里西・津里北	H4年度	
R11年度	長浜：泉国友郷①・泉国友郷②	H6年度	8
	長浜：泉国友郷③・泉国友郷④・泉国友郷⑤	H6年度	
	虎姫：あすなろ橋・国道8号線	H8年度	
	湖北：小倉	S63年度	
R12年度	湖北：速水	H5年度	8
	湖北：高田①	H7年度	
	湖北：伊部南端・伊部北端・留目・別所	H8年度	
	湖北：高田②	H9年度	
	高月：馬上	S60年度	
R13年度	長浜：神田①	H7年度	9
	長浜：神田③	H8年度	
	長浜：神田②	H9年度	
	長浜：長浜南第⑥(神田PA)	H27年度	
	虎姫：月ヶ瀬	H8年度	
	虎姫：月ヶ瀬橋	H10年度	
	湖北：上山田・下山田	H9年度	
	湖北：八日市	H26年度	
R14年度	長浜：西黒田南④・西黒田南⑤	H9年度	9
	長浜：西黒田南①・西黒田南②・西黒田南③	H10年度	
	長浜：国友(コロワイド)	H28年度	
	虎姫：西大井・五村	H11年度	
	湖北：海老江	H28年度	
R15年度	浅井：鍛冶屋・池奥・野田	H11年度	11
	浅井：木尾①(旧第2処理場)	H29年度	
	虎姫：酢	H11年度	
	湖北：小今	H29年度	
	高月：西阿閑・熊野①・熊野②・熊野③	H12年度	
	木之本：黒田②	H12年度	
R16年度	浅井：野瀬	H12年度	10
	浅井：郷野	H13年度	
	浅井：木尾②(旧第2処理場)	H30年度	
	虎姫：大寺・三川寺橋	H13年度	
	虎姫：中野	H14年度	
	高月：磯野・布施・東高田	H13年度	
	木之本：黒田①	H13年度	

(3) 管渠施設の更新目標の設定

下水道BCP計画において設定した災害時指定避難所からの排水を受ける管渠、流域幹線に直結接続する管渠などの重要幹線と付随するマンホールについて、計画的に点検調査を実施します。

- ・特に伏せ越し下流部では1年に1回、堆積物の確認、除去
- ・圧送管の吐出先では、5年に1回、硫化水素による腐食確認
- ・25年経過のリスク管は、10年に1回の点検、20年に1回の調査

老朽管渠の調査により、劣化・破損などの事故リスクの高い管渠の発見が予想された場合、更生工法などによる対応を検討します。

《被害規模（影響度）の検討》

管口径区分に応じて3段階にランク付け

管口径	被害規模ランク
500mm以上	3
300mm以上500mm未満	2
300mm未満	1

《リスクマトリクス》

(管口径) 被害規模	3	2	1
	5	8	9
	3	6	7
	1	2	4
	1	2	3
	発生確率 (経過年度)		

《発生確率（不具合の起こりやすさ）の検討》

経過年数に応じて3段階にランク付け

経過年数	発生確率ランク
25年超過	3
15年超過25年以下	2
15年以下	1

$$\text{リスクの大きさ} = \frac{\text{被害規模ランク}}{\text{影響度}} \times \frac{\text{発生確率ランク}}{\text{不具合の起こりやすさ}}$$

リスク別延長表

リスク	リスク別延長	分類別延長(m)	備考
リスク9	15,339,325	42,949.272	高リスク管
リスク8	2,100,000		約42.9km
リスク7	25,509,947		
リスク6	9,765,540	26,617.869	中リスク管
リスク5	0		約26.6km
リスク4	16,852,329		
リスク3	0	21,567.470	低リスク管
リスク2	21,564,970		約21.6km
リスク1	2,500		
計	91,134,611	91,134.611	約91.1km

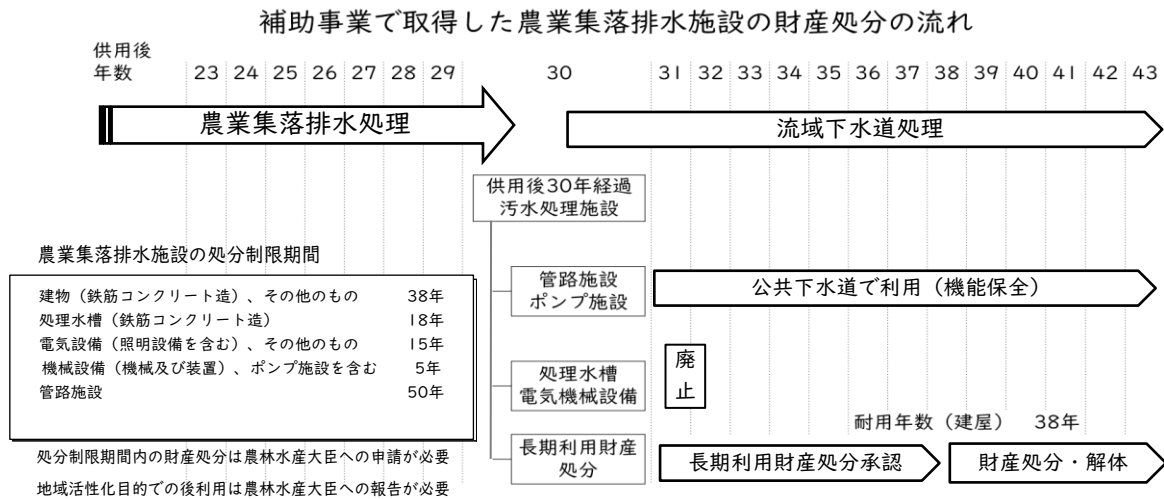
下水道ストックマネジメント計画より引用

(4) 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、老朽化の進行や厳しい経営状況、人口減少に伴う処理能力の余剰などを踏まえ、既存の污水处理施設の集約・再編を進める必要があります。

また、用途廃止後の処理場施設については、地域での利活用を促進するとともに、解体を視野に入れた土地の利活用も検討する必要があります。

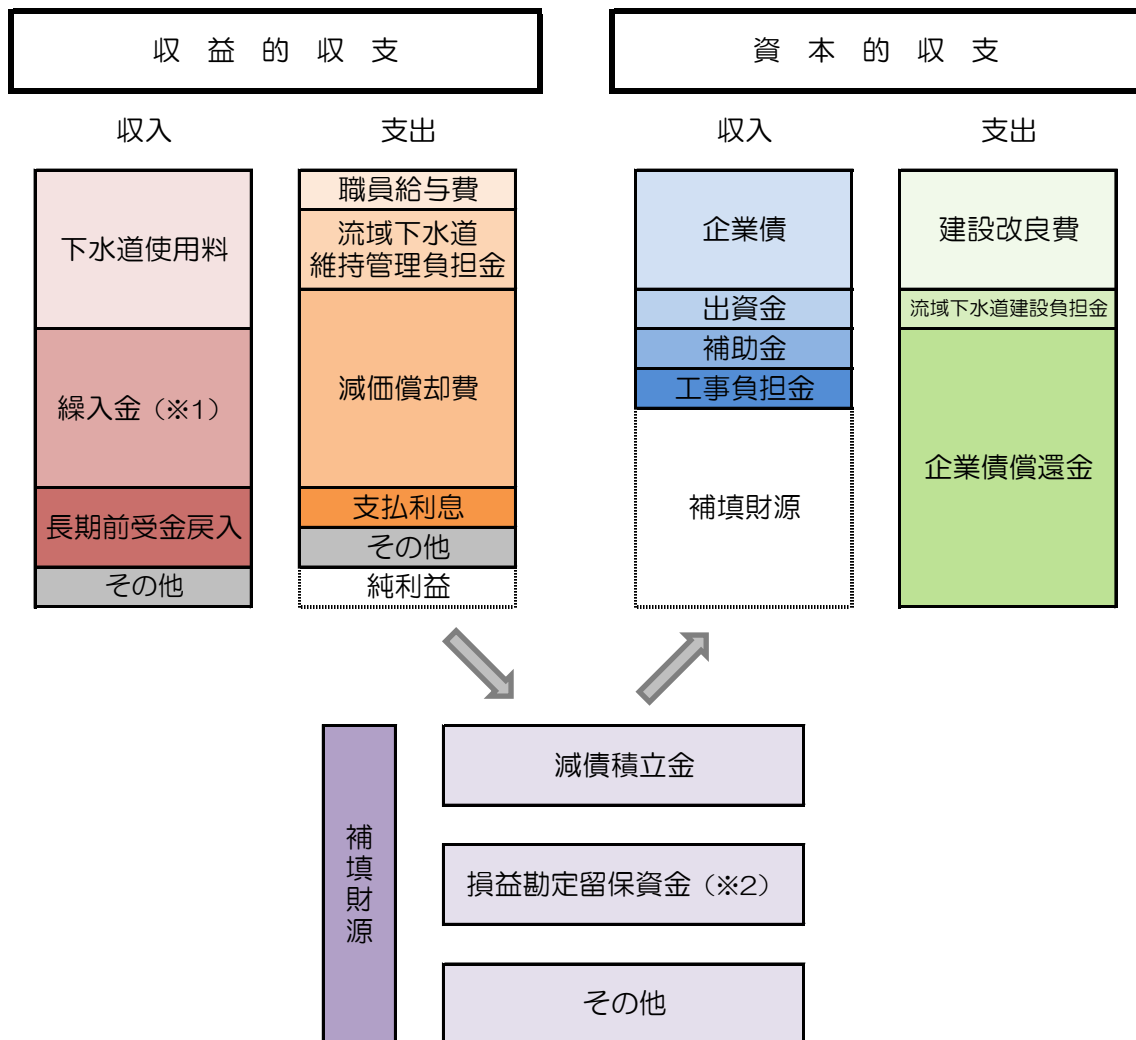
特に、施設の統合を進める西浅井地域では、利活用が難しい場合、統合に合わせて解体することで、管理経費の削減を図ることとしています。



第6章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画について

投資・財政計画では、経営方針に基づくさまざまな施策を反映させ、投資に関する試算とともに、それ以外の経費も考慮しながら、収益的収支と資本的収支の将来の見込みを算出します。



※1…雨水処理負担金・他会計負担金・他会計補助金

※2…減価償却費－長期前受金戻入

2. 投資・財政計画の設定条件

投資・財政計画における推計の設定条件は以下のとおりです。

(1) 公共下水道事業：収益的収支

項目		設定条件
営業 収益	下水道使用料	・人口の予測による水量の減少及び農業集落排水からの接続による水量の上昇を考慮して推計
	雨水処理負担金	・雨水事業に係る繰入金を総務省繰出基準に基づき推計
	その他	・令和5年度実績値を基に推計
営業 外 収益	補助金	・汚水事業に係る繰入金（他会計負担金、他会計補助金）を総務省繰出基準に基づき推計
	長期前受金戻入	・国庫補助金等により取得した既存資産及び投資計画に基づく新規取得資産の収益化分
	その他	令和5年度実績値を基に推計
営業 費用	職員給与費	・人口予測、農業集落排水の接続による水量の変動及び給与改定等による上昇率を考慮して推計
	経費	・人口予測、農業集落排水の接続による水量の変動及び物価高騰による上昇率を考慮して推計
	流域下水道 維持管理負担金	・人口予測、農業集落排水の接続による水量の変動及び負担金単価の上昇を考慮して推計
	減価償却費	・既存資産及び投資計画に基づく新規取得見込みの資産の耐用年数に基づく減価償却費額
営業 外 費用	支払利息	・既存、新規企業債の償還額に基づき推計
	その他	・雑支出などについて令和5年度実績値を基に推計
特別利益		・令和5年度実績値を基に推計
特別損失		・令和5年度実績値を基に推計

(2) 公共下水道事業：資本的収支

項目		設定条件
資本 的 収 入	企業債	・投資計画に基づき設定
	うち資本費平準化債	・償還計画及び投資計画に基づき発行可能額を推計
	他会計出資金	・総務省繰出基準に基づき推計
	国庫補助金	・投資計画に基づき設定
	県費補助金	・投資計画に基づき設定
	工事負担金	・投資計画に基づき設定
資本 的 支 出	建設改良費	・投資計画に基づき設定
	流域下水道 整備負担金	・投資計画に基づき設定
	企業債償還金	・償還計画及び投資計画に基づき推計

(3) 農業集落排水事業：収益的収支

項目		設定条件
営業 収益	下水道使用料	・人口の予測による水量の減少及び公共下水道への接続による水量の減少を考慮して推計
	その他	・令和5年度実績値を基に推計
営業 外 収益	他会計繰入金	・基準内繰入金（総務省繰出基準に基づき推計） ・基準外繰入金（収支均衡により調整）
	その他	・令和5年度実績値を基に推計
営業 費用	職員給与費	・人口予測、公共下水道への接続による水量の変動及び給与改定等による上昇率を考慮して推計
	維持管理費等	・公共下水道への接続に伴う経費削減及び物価高騰による上昇率並びに処理方法の見直し等を考慮して推計
営業 外 費用	支払利息	・既存、新規企業債の償還額に基づき推計
	その他	・令和5年度実績値を基に推計

(4) 農業集落排水事業：資本的収支

項目		設定条件
資本的 収入	地方債	・投資計画に基づき設定
	他会計補助金	・総務省繰出基準に基づき推計
	国・県補助金	・投資計画に基づき設定
	工事負担金	・投資計画に基づき設定
資本的 支出	建設改良費	・投資計画に基づき設定
	企業債償還金	・償還計画に基づき設定

3. 投資計画

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業の計画期間内における投資計画は、以下に示すとおりです。

(単位：千円)

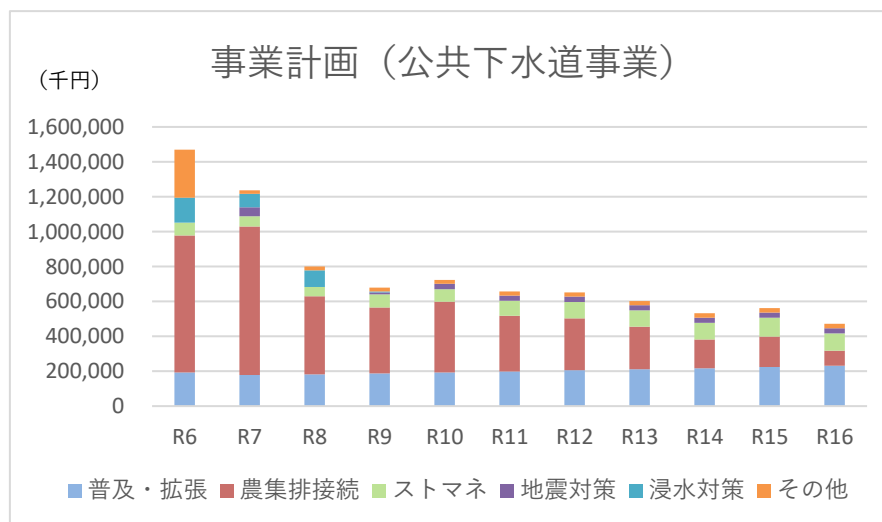
事業区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
普及・拡張	192,510	177,600	182,700	188,100	193,700	199,500
農集排接続	785,000	852,000	447,136	377,188	405,443	317,440
ストックマネジメント	73,690	59,600	53,700	76,100	71,300	86,400
地震対策	0	50,000	0	10,000	30,000	30,000
浸水対策	143,000	77,000	95,000	6,000	0	0
その他	276,139	21,000	21,400	22,000	22,500	23,100
合計	1,470,339	1,237,200	799,936	679,388	722,943	656,440

事業区分	R12	R13	R14	R15	R16	合計
普及・拡張	205,500	211,500	217,800	224,400	231,300	2,224,610
農集排接続	298,448	243,333	164,148	173,388	86,625	4,150,149
ストックマネジメント	93,400	93,400	95,600	108,500	98,200	909,890
地震対策	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	270,000
浸水対策	0	0	0	0	0	321,000
その他	23,700	24,300	24,900	25,500	26,100	510,639
合計	651,048	602,533	532,448	561,788	472,225	8,386,288

計画期間内の投資計画において、投資の大半を占める農業集落排水接続事業は、令和7年度に約8.5億円を見込んでいます。

その後、農業集落排水接続事業の投資額は減少し、年平均で約3億円となる見通しです。

この農業集落排水接続事業が進むことで、投資額全体が減少し、全ての事業を合わせた年間平均は6億円程度となる見込みです。



(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業の計画期間内における投資計画は、以下に示すとおりです。

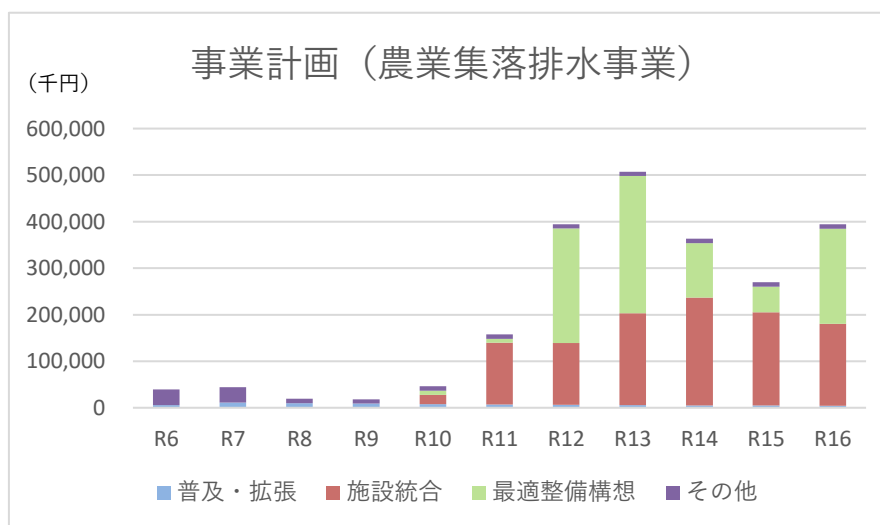
(単位：千円)

事業区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
普及・拡張	5,670	11,000	9,900	8,800	8,000	7,300
施設統合	0	0	0	0	20,000	132,200
最適整備構想	0	0	0	0	8,800	8,800
その他	33,500	33,500	9,500	9,500	9,500	9,500
合計	39,170	44,500	19,400	18,300	46,300	157,800

事業区分	R12	R13	R14	R15	R16	合計
普及・拡張	6,600	5,900	5,200	4,800	4,400	77,570
施設統合	132,200	197,114	231,378	200,689	176,239	1,089,820
最適整備構想	246,300	294,883	117,117	55,000	204,044	934,944
その他	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	152,500
合計	394,600	507,397	363,195	269,989	394,183	2,254,834

令和10年度以降、西浅井地域における処理施設の統合事業には年平均2億円、同時に最適整備構想事業として年平均1.5億円が見込まれています。

このため、令和10年度以降は全体投資額が増大し、年平均3.5億円となる見込みです。



4. 財政計画

(1) 公共下水道事業

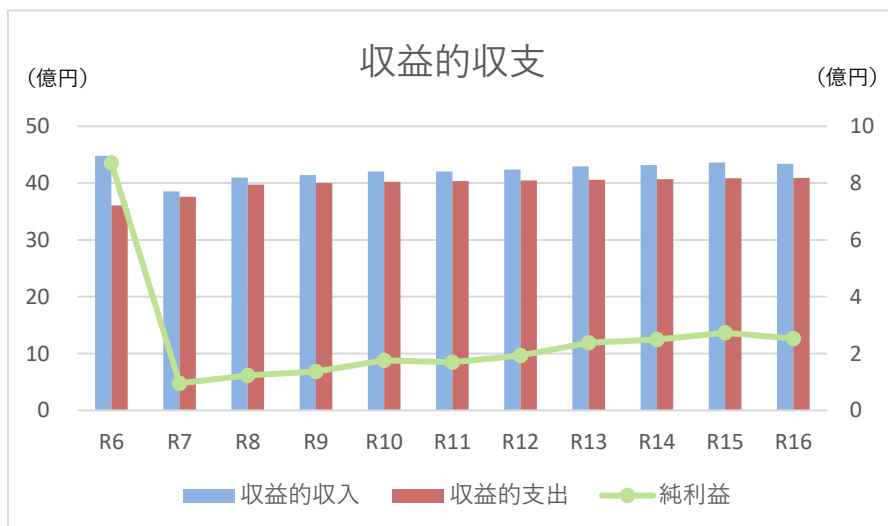
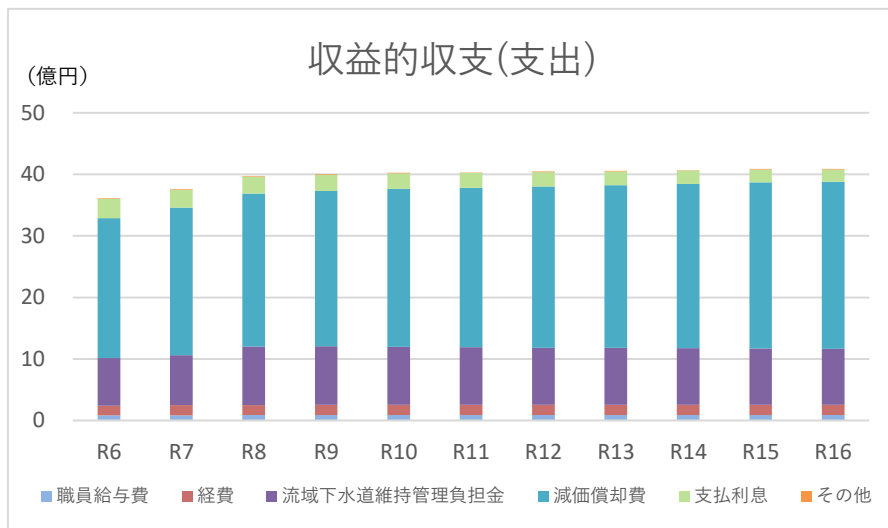
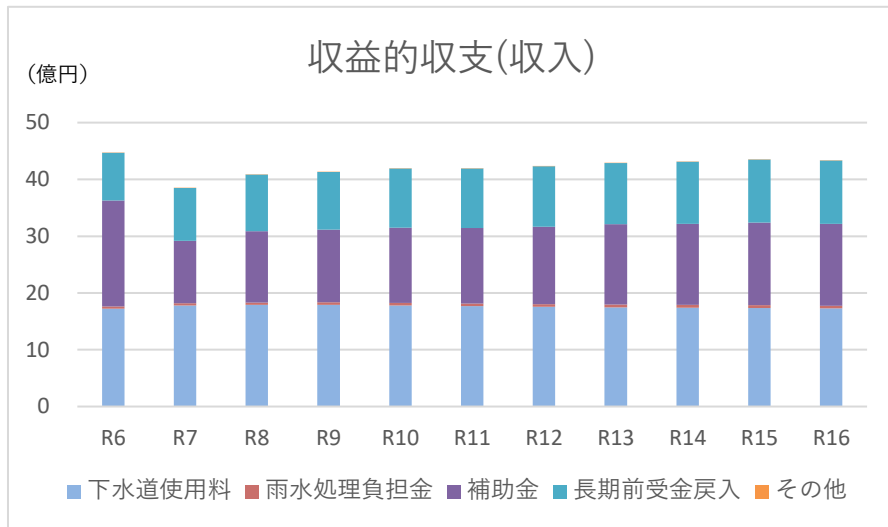
公共下水道事業の計画期間内における財政計画は、以下に示すとおりです。

(単位：百万円)

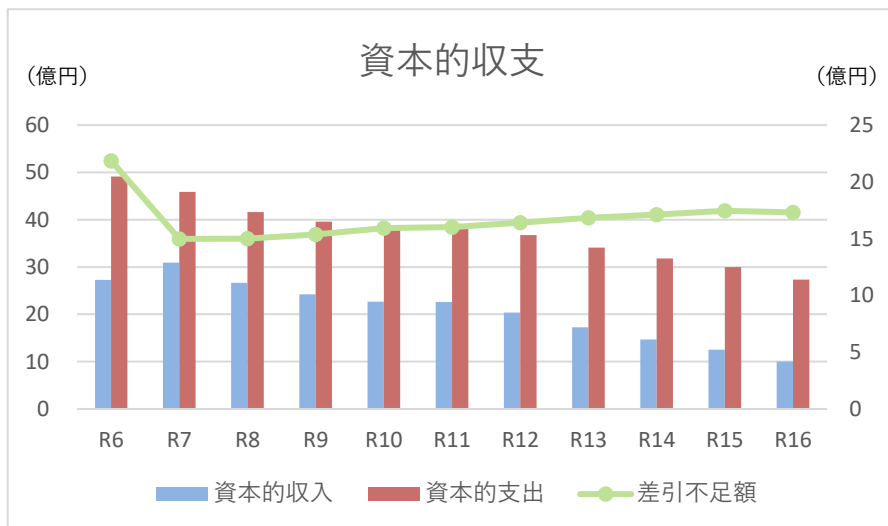
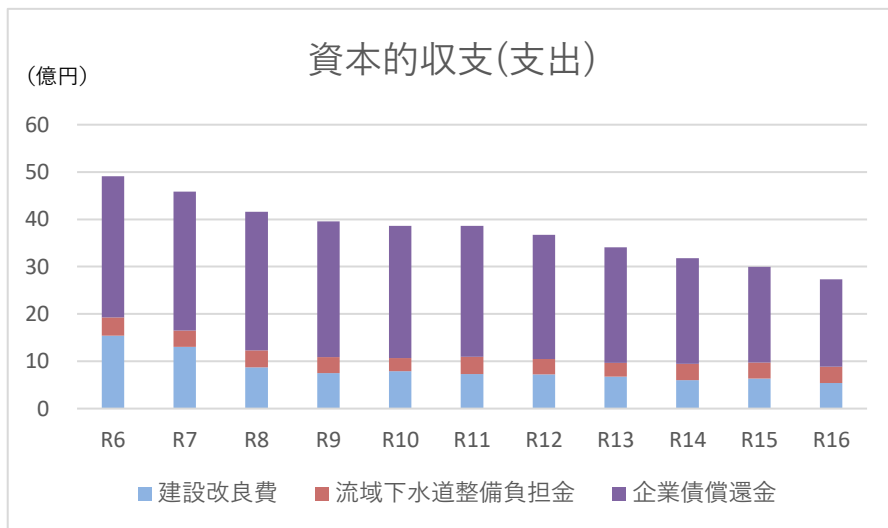
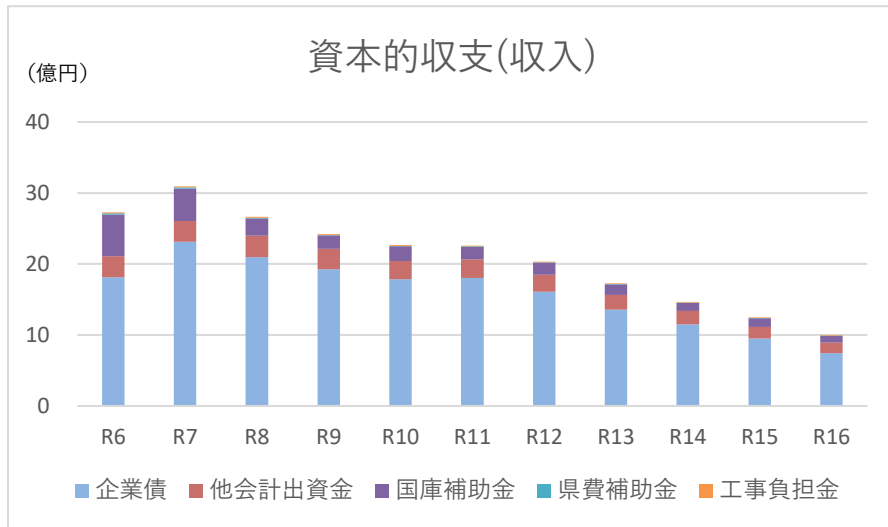
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
収益的収支	収益的収入	営業収益	1,764	1,821	1,832	1,840	1,826	1,815	1,806	1,798	1,790	1,785	1,776	
		下水道使用料	1,725	1,779	1,788	1,793	1,779	1,767	1,756	1,748	1,741	1,736	1,727	
		雨水処理負担金	38	41	43	46	46	47	49	49	49	48	48	48
		その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		営業外収益	2,710	2,028	2,257	2,295	2,370	2,383	2,429	2,495	2,524	2,570	2,560	
		補助金	1,864	1,097	1,258	1,274	1,324	1,328	1,361	1,414	1,428	1,454	1,439	
		長期前受金戻入	844	929	997	1,019	1,044	1,053	1,066	1,079	1,094	1,114	1,119	
		その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		特別利益	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		小計	4,480	3,855	4,095	4,141	4,202	4,204	4,241	4,299	4,320	4,361	4,342	
	収益的支出	営業費用	3,287	3,461	3,688	3,731	3,765	3,781	3,805	3,826	3,846	3,871	3,881	
		職員給与と費	82	86	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
		経費	155	161	164	166	166	166	166	167	168	168	169	
		流域下水道維持管理負担金	780	816	950	952	944	936	930	925	920	917	911	
		減価償却費	2,270	2,398	2,487	2,526	2,568	2,592	2,622	2,647	2,671	2,699	2,714	
		営業外費用	321	297	285	273	262	251	242	233	224	216	208	
		支払利息	312	288	276	264	253	242	233	224	215	207	199	
		その他	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		特別損失	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		小計	3,609	3,759	3,974	4,005	4,028	4,033	4,048	4,060	4,071	4,088	4,090	
	純利益		871	96	121	136	174	171	193	239	249	273	252	
資本的収支	資本的収入	企業債	1,814	2,313	2,098	1,926	1,784	1,803	1,609	1,357	1,151	951	743	
		他会計出資金	296	292	301	286	258	264	240	209	187	162	150	
		国庫補助金	585	456	244	190	205	174	169	146	113	123	95	
		県費補助金	21	19	9	8	8	6	6	5	3	3	2	
		工事負担金	12	10	10	10	10	11	11	11	11	11	12	
		小計	2,728	3,090	2,662	2,420	2,265	2,258	2,035	1,728	1,465	1,250	1,002	
	資本的支出	建設改良費	1,541	1,308	870	750	793	727	722	673	603	632	543	
		流域下水道整備負担金	383	342	357	339	275	367	325	292	342	342	342	
		企業債償還金	2,989	2,940	2,935	2,867	2,791	2,765	2,630	2,445	2,232	2,020	1,848	
		小計	4,913	4,590	4,162	3,956	3,859	3,859	3,677	3,410	3,177	2,994	2,733	
	差引不足額		▲ 2,185	▲ 1,500	▲ 1,500	▲ 1,536	▲ 1,594	▲ 1,601	▲ 1,642	▲ 1,682	▲ 1,712	▲ 1,744	▲ 1,731	
	補填財源		2,185	1,500	1,500	1,536	1,594	1,601	1,642	1,682	1,712	1,744	1,731	
	損益勘定留保資金		1,286	527	1,323	1,339	1,386	1,349	1,399	1,423	1,405	1,426	1,394	
	減債積立金		786	872	95	123	137	176	170	194	239	249	273	
その他		113	101	82	74	71	76	73	65	68	69	64		
企業債残高		31,206	30,579	29,742	28,801	27,794	26,832	25,811	24,723	23,642	22,573	21,468		

※収益的収支は消費税抜き、資本的収支は消費税込み（消費税率10%）

①公共下水道事業：収益の収支



②公共下水道事業：資本の収支



(2) 農業集落排水事業

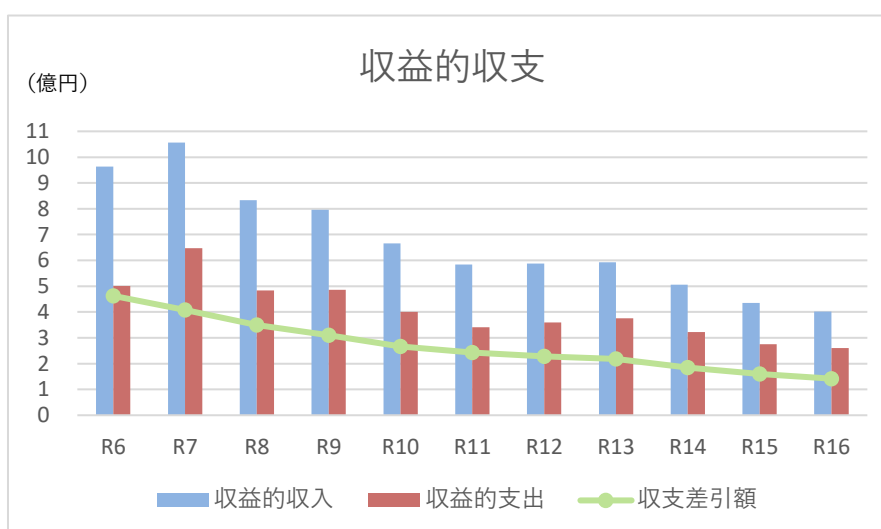
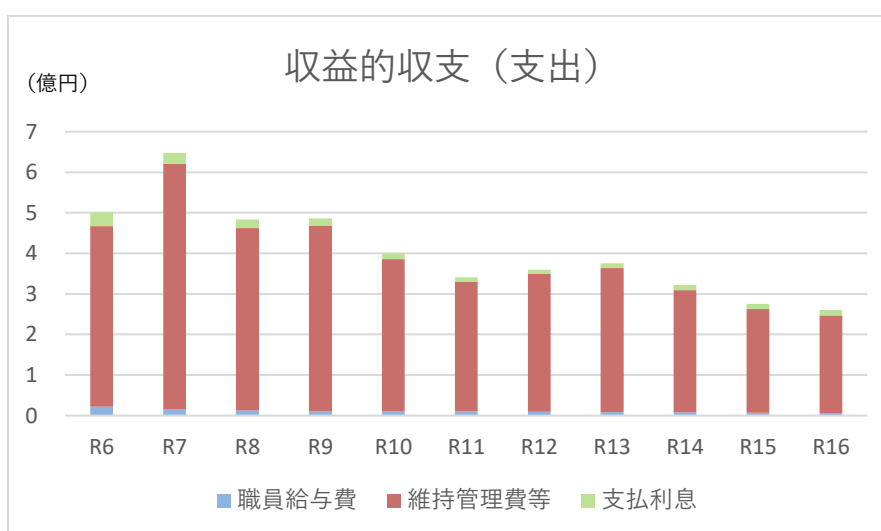
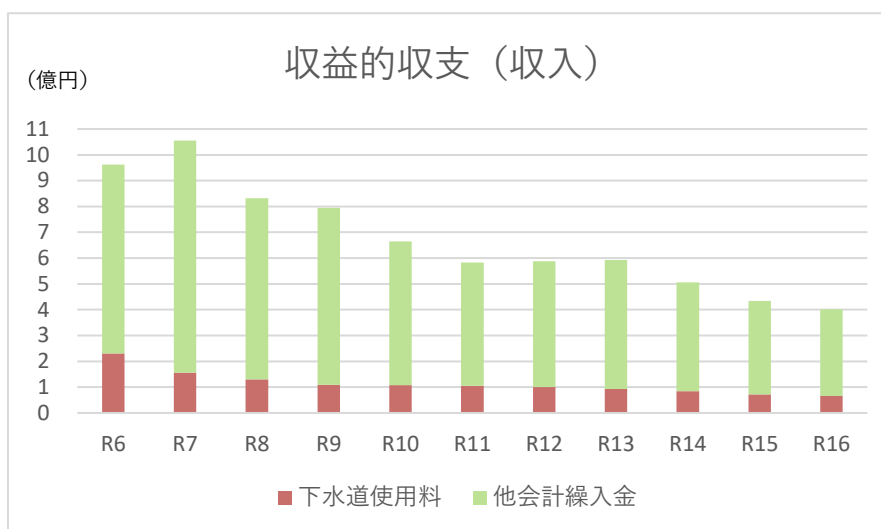
農業集落排水事業の計画期間内における財政計画は、以下に示すとおりです。

(単位：十万円)

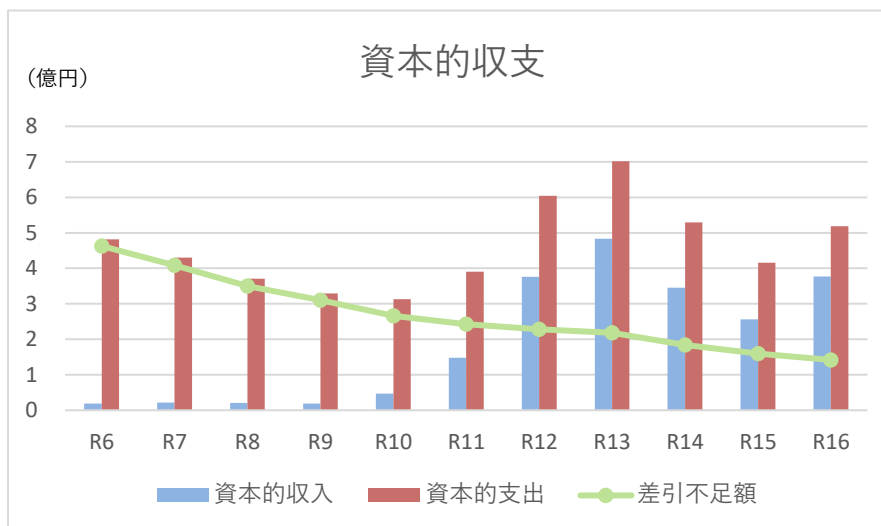
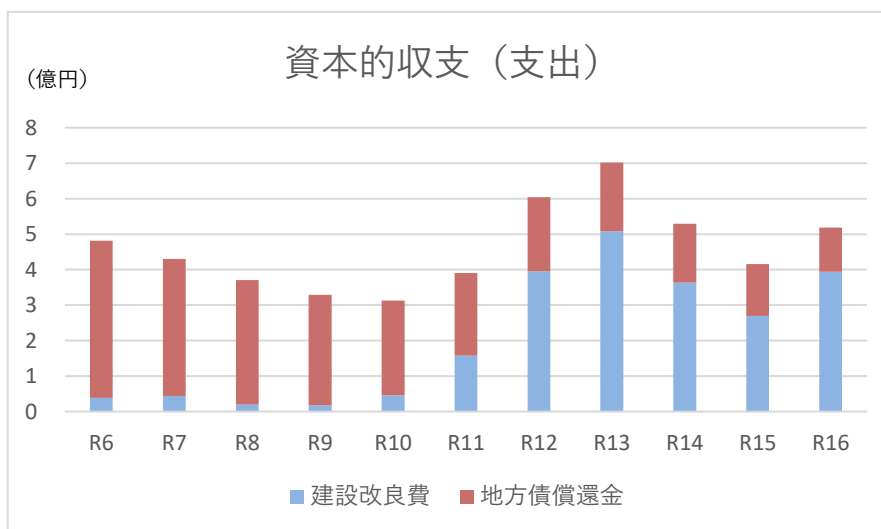
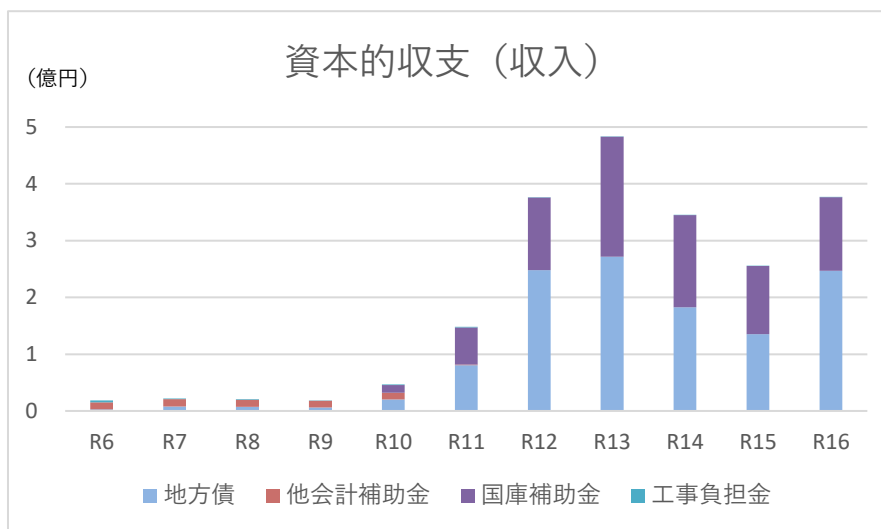
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	収益的収入	営業収益	2,310	1,567	1,301	1,092	1,081	1,052	1,006	930	839	722	659
		下水道使用料	2,309	1,566	1,300	1,091	1,080	1,051	1,005	929	838	721	658
		その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		営業外収益	7,328	8,993	7,032	6,870	5,579	4,785	4,876	5,002	4,224	3,631	3,362
		他会計繰入金	7,320	8,985	7,024	6,862	5,571	4,777	4,868	4,994	4,216	3,623	3,354
		その他	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		小計	9,638	10,560	8,333	7,962	6,660	5,837	5,882	5,932	5,063	4,353	4,021
	収益的支出	営業費用	4,672	6,214	4,621	4,690	3,861	3,295	3,499	3,639	3,097	2,625	2,470
		職員給与費	219	147	122	103	102	100	96	89	80	70	64
		維持管理費等	4,453	6,067	4,499	4,587	3,759	3,195	3,403	3,550	3,017	2,555	2,406
		営業外費用	339	265	213	170	138	114	102	113	125	130	133
		支払利息	339	265	213	170	138	114	102	113	125	130	133
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	5,011	6,479	4,834	4,860	3,999	3,409	3,601	3,752	3,222	2,755	2,603
	収支差引額		4,627	4,081	3,499	3,102	2,661	2,428	2,281	2,180	1,841	1,598	1,418
資本的収支	資本的収入	地方債	27	80	72	64	201	803	2,482	2,715	1,824	1,355	2,469
		他会計補助金	126	129	126	116	118	15	0	0	0	0	0
		国庫補助金	0	0	0	0	140	655	1,277	2,115	1,625	1,198	1,296
		工事負担金	33	10	9	9	7	7	5	5	4	4	4
		小計	186	219	207	189	466	1,480	3,764	4,835	3,453	2,557	3,769
	資本的支出	建設改良費	392	445	194	183	463	1,578	3,946	5,074	3,632	2,700	3,942
		地方債償還金	4,421	3,855	3,512	3,108	2,664	2,330	2,099	1,941	1,662	1,455	1,245
		小計	4,813	4,300	3,706	3,291	3,127	3,908	6,045	7,015	5,294	4,155	5,187
		収支差引額		▲ 4,627	▲ 4,081	▲ 3,499	▲ 3,102	▲ 2,661	▲ 2,428	▲ 2,281	▲ 2,180	▲ 1,841	▲ 1,598
収支再差引額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方債残高		28,267	24,492	21,052	18,008	15,545	14,018	14,401	15,175	15,337	15,237	16,461	

※収益的収支及び資本的収支は消費税込み（消費税率10%）

①農業集落排水事業：収益の収支



②農業集落排水事業：資本的収支

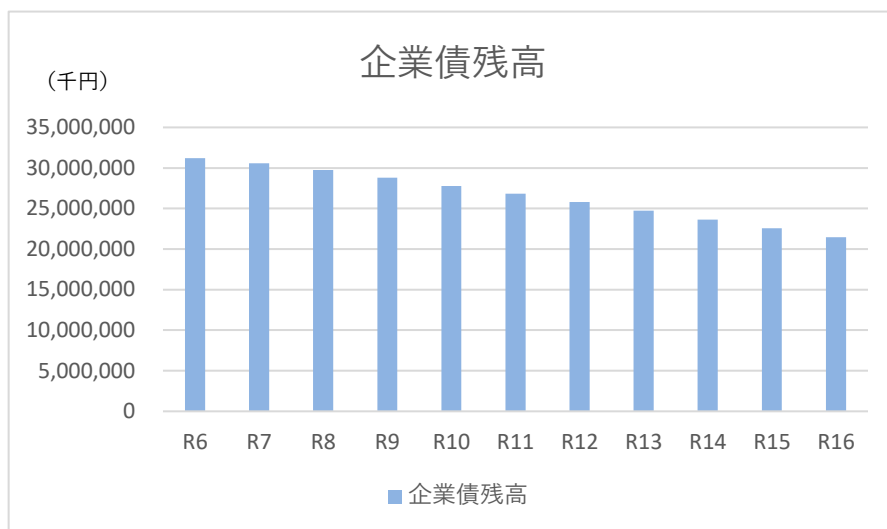


(3) 企業債・地方債残高

① 公共下水道事業：企業債

公共下水道事業の企業債の返済は順調に進み、企業債残高は今後10年間で約31%減少する見込みです。

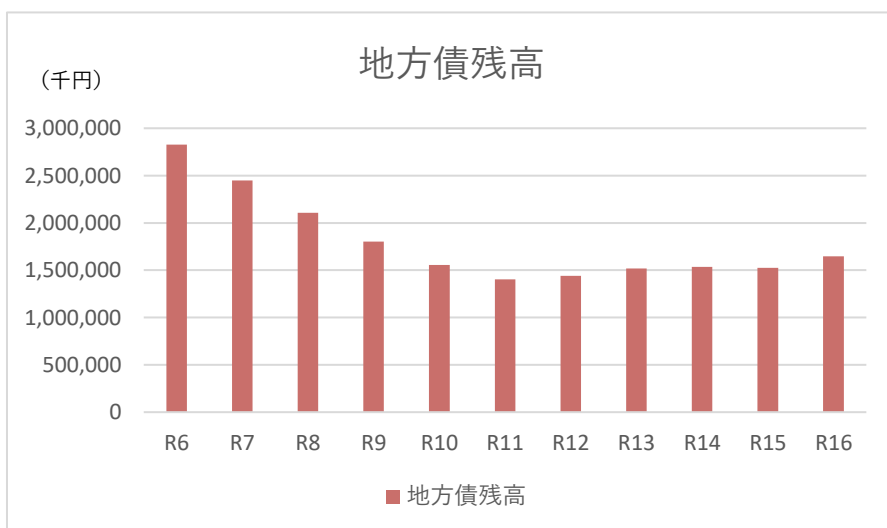
この債務縮小の傾向は、事業の財政負担が軽減されていることを示しており、将来的に安定した事業運営と持続可能な財政運営に寄与することが予測されます。



② 農業集落排水事業：地方債

令和6年度から令和11年度にかけて、地方債残高は大きく減少し、地方債残高の約50%を返済する見込みです。

令和10年度以降、西浅井地域における処理施設の統合事業や最適整備構想事業が開始されることから、次第に起債も増大しますが、これは将来の安定した事業運営に向けた投資期間と捉え積極的に取り組み、持続可能な財政運営の実現に努めます。



5. 財政指標

(1) 公共下水道事業

経営健全性に関する業務指標として、経費回収率、経常収支比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率及び水洗化率を設定し、各指標の概要を以下に示します。

指標名	内容	目標の方向性	単位	R5 現状値	R11 目標値	R16 目標値	目標基準
経費回収率	使用料で回収すべき経費の使用料回収割合	維持(→)	%	183.6	109.8	116.2	毎年度100%以上
経常収支比率	料金収入等の収益で処理費用を賄っている割合	維持(→)	%	121.9	104.1	106.1	毎年度100%以上
流動比率	流動負債に対する流動資産の割合	上昇(↑)	%	71.6	84.1	126.4	100%以上
企業債残高対事業規模比率	料金収入に対する企業債残高の割合	減少(↓)	%	1796.5	1442.9	1159.4	↓
水洗化率	処理区域内で下水道に接続している人口の割合	上昇(↑)	%	95.0	95.1	95.2	↑

① 経費回収率向上に向け、収入増加のための取組

本事業の経費回収率はすでに100%を超えており、使用料収入によって経費が賄われている状況です。

今後もこの回収率を維持するため、農業集落排水接続事業及び水洗化率向上に取り組み、使用料収入の増加を目指します。

② 経費回収率向上に向け、支出削減のための取組

維持管理費の削減を目指し、今後の施設改修や更新に合わせて、省エネルギー型の機器を積極的に導入するなどして、ランニングコストの低減を図ります。

また、不採算経費の削減を目的として、不明水対策を強化し、管路の目視調査やカメラ調査、修繕作業を持続的に実施していきます。

③ 経費回収率向上に向けたロードマップ

計画期間中は、経費回収率を100%以上で維持し、安定した経営基盤を確保します。

そのため、水洗化の普及促進活動を継続的に実施し、有収水量の確保に努めます。

また、約5年ごとに収支実績と取組効果を確認し、目標との乖離状況を把握してその原因を分析します。

その結果に基づき、今後の取組方針や収支見直しを見直します。

(2) 農業集落排水事業

経営健全性に関する業務指標として、経費回収率、収益的収支比率及び水洗化率を設定し、各指標の概要を以下に示します。

指標名	内容	目標の方向性	単位	R5 現状値	R11 目標値	R16 目標値	目標基準
経費回収率	使用料で回収すべき経費の使用料回収割合	維持(→)	%	43.8	31.9	26.6	維持(→)
収益的収支比率	収益的収入と収益的支出の割合	維持(→)	%	100.2	100.0	100.0	毎年度100%
水洗化率	処理区域内で下水道に接続している人口の割合	上昇(↑)	%	97.6	97.8	97.8	↑

① 経費回収率向上に向け、収入増加のための取組

本事業の経費回収率は100%を大きく下回り、使用料収入だけでは事業運営に必要な経費を賄うことができていない状況です。

今後10年間についても、一般会計からの繰入金で補てんすることが見込まれます。

引き続き、水洗化率の向上に取り組み、使用料収入の増加を目指します。

② 経費回収率向上に向け、支出削減のための取組

本計画期間内では、農業集落排水施設の接続事業、施設統合事業及び処理方式の見直しを通じて、維持管理費や処理費用の削減に努めます。

③ 経費回収率向上に向けたロードマップ

農業集落排水事業では、将来的に経費回収率が100%に達することを目標としています。

そのため、水洗化の普及促進活動を継続的に実施し、使用料収入の増加を図るとともに、施設の効率化を進め、汚水処理原価の削減に努めます。

本計画期間内では、経費回収率の向上は見込めませんが、将来の安定した経営基盤の確立を目指して取り組みます。

また、約5年ごとに収支実績を確認し、今後の取組方針や収支見直しを見直します。

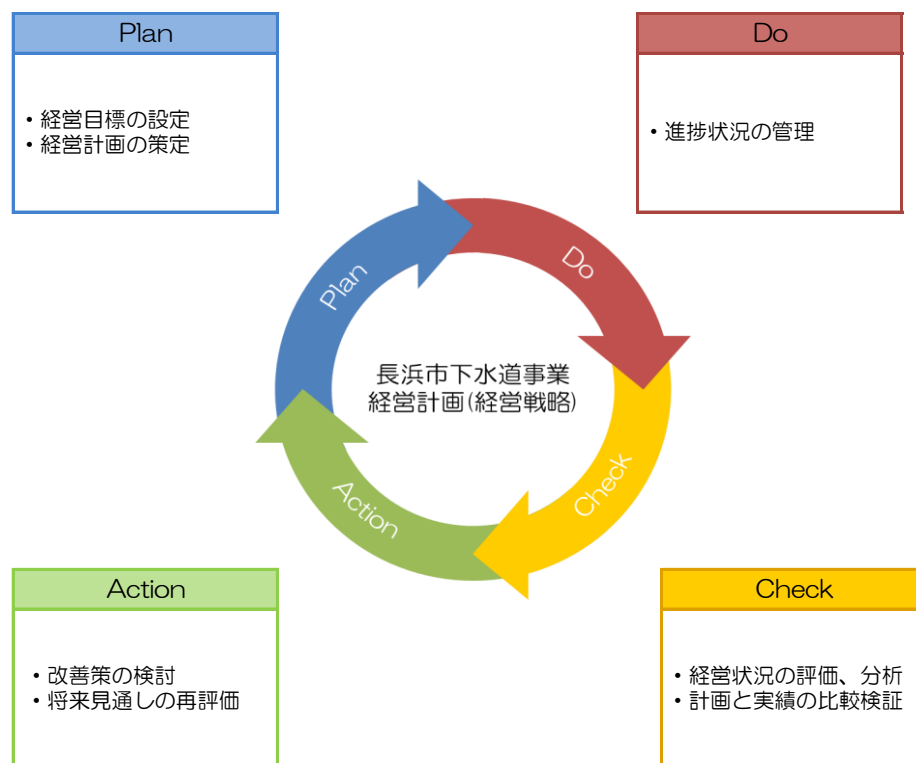
第7章 今後の下水道事業経営について

本市の下水道事業全体については、人口減少に伴う使用料収入の減少や、処理能力の余剰、施設の老朽化、維持管理費の高騰など事業を取り巻く環境は厳しく、農業集落排水を含めた下水道事業全体の一般会計繰入金への依存が高く、ますます厳しい状況となることが予想されます。

そのため、長浜市下水道ビジョンに基づき施設の老朽化対策や効率的な統合、処理方式の見直しなどの汚水処理の効率化を進めるとともに、企業債の償還を計画的に進めることでの企業債残高の減少、適正な使用料の検討を通じた収入の安定化に取り組むことで将来の世代に過度な負担を残さず、持続可能な経営基盤の確立を目指していきます。

また、本計画は毎年進捗状況をモニタリングし、3～5年ごとに見直しを行います。見直しの際には、経営目標の達成状況を検証・評価し、投資計画や財政計画、そしてその中で試算と実績のズレを分析し、その原因を究明していきます。

これらの分析結果を基に、「計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルを活用し、経営戦略の見直しを行います。



ア行

○汚水処理原価

処理経費のうち一般会計が負担すべき収入等を除き、使用料で回収する経費を有収水量で割って1m³当たりの原価を算定したもの。

カ行

○企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金にあてるために借り入れた地方債のこと。

○企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合のこと。

投資規模、料金水準、必要な更新を先送りしていないか等の判断指標となる。

○行政区域内人口

住民基本台帳に基づき、行政区域内に登録されている住民の人数のこと。

○繰入金

一般会計、特別会計及び基金等の各会計間で資金を相互に運用すること。

繰入金は、基準内繰入金と基準外繰入金に分類される。

○経費回収率

事業運営にかかる経費をどれだけ使用料収入で回収できているかを示す数値。

○経常収支比率

使用料収入等の収益で処理費用を賄っている割合であり、収入と支出のバランスがどれだけ取れているかを示す数値。

○下水道ビジョン

下水道事業の中長期的な計画や目標を示し、地域の下水道整備・運営に関する将来的な方向性や取り組むべき施策を定めるもの。

本市では平成27年3月に「長浜市下水道ビジョン」を、令和6年3月に「第2次長浜市下水道ビジョン」を策定した。

○減価償却費

固定資産(建物・設備機械など)の購入額を耐用年数に合わせて分割し、各年度に費用として計上するための勘定科目のこと。

サ行

○資本的収支

施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表すもの。

資本的収入には、企業債、国庫補助金、出資金などの資本に関連する収入が計上され、資本的支出には、建設改良費や企業債償還金などの事業費や借入金返済に関連する支出が計上される。

○資本費平準化債

下水道事業債の元金償還期限（最長40年）と下水処理施設の減価償却期間（最長50年）が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差について構造的に生じる資金不足を補うために発行を許可された地方債のこと。

○収益的収支

経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表すもの。

収益的収入には、使用料収入や雨水処理負担金などの事業運営に伴う収入が計上され、収益的支出には、施設の維持管理費や運営経費、減価償却費及び企業債の支払利息などの日常的な運営にかかる費用が計上される。

○収益的収支比率

使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。

事業の収益性を示し、100%以上で単年度の収支が黒字であることを示す。

○使用料単価

有収水量1m³あたりの使用料収入を表したもの。

○処理区域内人口

下水道を使用できる区域に居住する人口のこと。

○水洗化人口

水洗便所を設置している人口のこと。

○水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合のこと。割合が高いほど、水洗便所の普及が進んでいることを示す。

○ストックマネジメント計画

持続可能な下水道事業を図るため、施設の状況を予測、評価により優先順位を設定し、施設の健全度や重要度を考慮した点検・調査及び修繕・改築を実施し、計画的かつ効率的に管理を行うために定めるもの。

「長浜市下水道ストックマネジメント計画」を令和6年3月に改訂。

○損益勘定留保資金

減価償却費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金であり、減価償却費から長期前受金戻入を除いたもの。

タ行

○長期前受金戻入

固定資産の新規取得等に要する経費の支出にあたり、財源となった国庫補助金などを耐用年数にあわせて各年度に収益として計上するもの。

ハ行

○PPP/PFI

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。

○不明水

下水道の污水管に何らかの原因で流入する雨水や地下水のこと。

○補填財源

資本的収支における不足額を補うための財源のこと。

損益勘定留保資金や積立金などが該当する。

マ行

○マンホールポンプ

自然に污水が流れない低い場所や勾配が不足している地域で、ポンプを使って污水を流すマンホール内に設置されるポンプのこと。

ヤ行

○有収水量

料金収入の対象となる水量のこと。

東北部浄化センターで処理される汚水量（処理水量）と有収水量の差が不明水となる。

う行

○流域下水道

複数の自治体が共同で運営・管理する広域的な下水道システムで、汚水を収集し、集中して処理を行う終末処理場を有するもの。本市は、東北部処理区（彦根市、長浜市を中心とした4市4町）に属し、東北部浄化センターで処理される。

○流域下水道維持管理負担金

流域下水道の汚水処理施設や管路施設の修繕や点検、更新、運転維持費用を流域内の自治体が負担する料金のこと。

○流域下水道整備負担金

流域下水道の新設や拡充など、建設にかかる費用を賄うために、流域内の自治体が負担する料金のこと。

○流動比率

流動負債に対する流動資産の割合のこと。短期的な債務に対する支払能力を示す数値で、100%を下回っていれば流動資産が流動負債を下回り財政的に厳しい状況にあることを示す。